

令和 6 年第二回八丈町議会定例会会議録

議 事 日 程 （第 2 号）

令和 6 年 6 月 1 3 日（木曜日）午前 9 時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 議案第 4 0 号 令和 6 年度八丈町一般会計補正予算（第 2 号）
- 第 3 議案第 4 1 号 令和 6 年度八丈町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 4 議案第 4 2 号 令和 6 年度八丈町水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 第 5 議案第 4 3 号 令和 6 年度八丈町病院事業会計補正予算（第 1 号）
- 第 6 議案第 4 4 号 八丈町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 第 7 議案第 4 5 号 八丈町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 第 8 議案第 4 6 号 八丈町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例
- 第 9 議案第 4 7 号 八丈町指定介護予防支援等に関する条例の一部を改正する条例
- 第 1 0 議案第 4 8 号 八丈町給水条例等の一部を改正する条例
- 第 1 1 議案第 4 9 号 津波救命艇購入契約
- 第 1 2 議案第 5 0 号 し尿収集車購入契約
- 第 1 3 議案第 5 1 号 消防ポンプ自動車購入契約
- 第 1 4 議案第 5 2 号 令和 6 年度農業基盤整備促進事業三根河尻水路改修工事Ⅱ期請負契約
- 第 1 5 議案第 5 3 号 中道伊郷名線道路改良工事（坂下工区）請負契約
- 第 1 6 議案第 5 4 号 八丈町立大賀郷中学校高尺フェンス・バックネット改修工事請負契約
- 第 1 7 報告第 4 号 専決処分事項の報告について（損害賠償の額の決定及び和解）
- 第 1 8 報告第 5 号 専決処分事項の報告について（損害賠償の額の決定及び和解）
- 第 1 9 承認第 9 号 議員の派遣承認について（南大東村訪問）
- 第 2 0 承認第 1 0 号 議員の派遣承認について（広報研修会）

第21 議会運営委員会の閉会中の特定事件の調査活動について

第22 総務文教委員会の閉会中の特定事件の調査活動について

第23 経済企業委員会の閉会中の特定事件の調査活動について

出席議員（12名）

1番	真田幸久君	2番	浅沼隆章君
3番	奥山幸子君	4番	浅沼清孝君
5番	山下則子君	6番	金川孝幸君
7番	冲山昇君	8番	岩崎由美君
9番	浅沼碧海君	10番	山下巧君
11番	浅沼憲春君	12番	山本忠志君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	山下奉也君	副町長	山越整君
企画財政課長	金川智亜樹君	教育長	佐藤誠君
税務課長	山下進君	総務課長	高野秀男君
福祉健康課長	小野高志君	住民課長	佐藤真一君
建設課長	瀬筒国治君	産業観光課長	大川和彦君
会計課長補佐	大澤知史君	企業課長	菊池拓君
教育課長	田村久美君	消防長	堀本敏彦君
病院事務長	菅原宏幸君	代表監査委員	浅沼拓仁君
企画財政課長	土屋巧君	企画財政課長	佐々木奏君
総務課長	冲山晃君	住民課長	米田真理君
福祉健康課長	佐々木謙一君	建設課長	川島心太郎君
厚生課長		管財課長	
企業課長	岡野豊広君	企業課長	
経理係長		水道浄化槽係長	桜庭郁也君

事務局職員出席者

事務局長 高 橋 太 志 君

書 記 浅 沼 洋 介 君

書 記 持 丸 條 君

書 記
(録 音) 明 石 丈 君

◎開議の宣告

○議長（山本忠志君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は12名、定足数に達しております。

よって、令和6年第二回八丈町議会定例会2日目は成立いたしました。

これより開会いたします。

議案説明のため、町長、副町長、教育長、監査委員、各課長及び職員の出席を求め、議事公開の原則に基づき、傍聴人、報道関係者の入場も許可してございます。

（午前 9時00分）

○議長（山本忠志君） これより会議に入ります。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（山本忠志君） 日程第1、会議録署名議員に5番、6番議員を指名いたします。

○議長（山本忠志君） 続いて、日程第2に入る前に、会計課課長補佐より昨日保留となっております1番、真田議員の質問に対する答弁を行います。

説明、会計課課長補佐。

○会計課課長補佐（大澤知史君） 皆さん、おはようございます。

昨日の真田議員の基金の繰替運用についての条件を定めているかについてのご質問で、まず、昨日ちょっと回答できなくて申し訳ございませんでした。

まず、条件についてですけれども、八丈町では特に今、規定、規則とかという形では定めているものはございませんが、これまでの運用として、例えば年度を越えた繰替は実施しないとか、年度末のあくまで現金の支払いに向けた、現金不足のそれを補填するための繰替えだとか、基本、一般会計以外の繰替は行っていないとか、そういった、それが定めかというところではございますが、そういった決め事でやっております。

利息は今のところ発生しておりません。決裁は当然行っている状況でございます。町の基金は、例えば金融機関が破綻しても、一応全額保護となる、利息のつかない普通預金で今管理していることから、恐らく推測ですけれども、利息を発生させないということで今運用し

ていると思います。

今後、例えば全額保護で例えば利息があるような、そういった預金とかがあれば、当然そちらに向けて検討はしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（山本忠志君） 1 番議員。

○1 番（真田幸久君） ありがとうございます。

であるのであれば、条件のところに今のようなことを書いておいていただければ、それで問題ないかと思います。要は、その運用益よりも安全性を重視しているということは分かりますんで、その旨は今後記載するようにお願いいたします。

○議長（山本忠志君） じゃ、よろしいですね。

◎議案第 40 号の質疑、討論、採決

○議長（山本忠志君） 続いて、1 日目からの継続といたしまして、日程第 2、議案第 40 号 令和 6 年度八丈町一般会計補正予算の質疑から行います。

質疑に入る前に申し上げます。

質疑は予算書全てを対象とし、一括でお受けいたします。また、発言者は予算書のページ、科目等を必ず述べた上で発言するようお願いをいたします。

それでは、質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

1 番。

○1 番（真田幸久君） 7 ページ、歳入の国庫支出金、国庫負担金、民生費国庫負担金の中の 2 節児童福祉費負担金の児童手当制度改正実施円滑化事業負担金について、質問をさせていただきます。

こちら、全協のほうでシステム改修費との説明がございましたけれども、今年 8 月をめどに児童手当システム標準仕様書改定が予定されておりまして、ガバメントクラウド上のベンダー提供準拠システムが基準になるというふうに認識しておりますけれども、現在のベンダーが提供しているシステムとの関連で、このシステム改修費に関して、ご説明をいただけますでしょうか。

これはたしか今回の減税と絡めた部分だけというようなお話があったかと思いますが、念のため再度今申し上げた点と関連している予算も含まれているのか否かということ

お教えいただけますでしょうか。

○議長（山本忠志君） 福祉健康課長。

○福祉健康課長（小野高志君） 少々お待ちください。大変お待たせいたしました。こちらの歳入、国庫支出金の中の民生費国庫負担金の児童手当制度の事業負担金455万4,000円ですが、こちらが当初予算の中で民生費の児童措置費、こちらで当初システム改修費として207万9,000円を組んでおりましたが、それにプラスアルファで児童手当の制度改正がある関連で247万5,000円をプラスして、合わせて今回の歳入見込額455万4,000円とするものであります。

児童手当のシステム改修なんですけれども、従来の支給対象、中学生までだったものが高校生まで拡大されるですとか、所得制限があったものが所得制限なしになる。また、第3子以降の手当の月額が上がること、年間の支給回数も今まで3回に分けて支払っていたものが6回に分けて支払うことになるといった一連の制度改正に対応するシステム改修、全て含んでこの244万5,000円という金額になるものでございます。

以上です。

○議長（山本忠志君） よろしいですか。

1 番。

○1 番（真田幸久君） ありがとうございます。

そうしますと、目の前の制度改正に合わせて、既存のベンダーのシステムに改修を行うということかと理解していますけれども、ただ、その後、ガバメントクラウドに移行した場合に、恐らく八丈町は自前でやるのではなくて、ガバメントクラウド上のアプリケーションの中から選択してやるかと思うんですけれども、そうなった際に、ある意味二重にお金を使わざるを得なくなると。

これは恐らく八丈町単独でどうにかできる問題ではないかと思うんですけれども、そういう二重払いがどうしても生じてしまうような形で今回、別に八丈町を責めているわけではなくて、そういうふうな流れの中での当面やらなきゃいけない改修という理解でよろしいでしょうか。

○議長（山本忠志君） 福祉健康課長。

○福祉健康課長（小野高志君） 児童手当の制度改正に合わせてやらなければならない改修であるというふうに認識をしております。児童手当の支給に関しましては、島嶼町村の事務の共同化にも含まれている内容でございますので、その当たり、どこまで町のほうで行って、

どこから先が共同化で行っていくのかというようなところ、現在まだ調整中だと思いますので、その当たり、今後注視してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（山本忠志君） よろしいですか。

それでは、5番、山下議員。

○5番（山下則子君） 12ページの母子保健費、妊婦遠方分娩交通費及び宿泊費支援費というところなんですけれども、ちょっとお聞きいたします。

これは、町立病院のほうで診ること、分娩をすることができない状況になった方のためのものなんですかね、それとも誰でも、例えば内地のほうに里帰り分娩に行く人だったら使えるものなのかとかというところがちょっとよく分からないんですけれども、例えば町立病院の村井医師だと、帝王切開は町立病院で今できていない状況だと思うので、そういうふうな状況に陥った人のためのものと考えてよろしいんでしょうか。どうなんでしょうか。

○議長（山本忠志君） 福祉健康課長。

○福祉健康課長（小野高志君） お答えいたします。この妊婦に対する遠方の分娩取扱い施設への交通費助成ですけれども、国のほうで今年度から始まった事業ということで、町もそれに加わって行うということでございます。

対象となるのが2種類ございまして、いわゆる里帰り出産される方と、あとは、こういった離島などの遠隔地に住んでいるハイリスクの妊婦さんで、周産期医療センターなどで出産せざるを得ない方に対する補助でございます。

まず、里帰り出産の場合の補助対象となる方が、里帰り先の例えば実家などから最寄りの分娩取扱い施設までのおおむね60分以上かかるところに里帰り先のある方は、その実家から分娩取扱い施設までの間の交通費、あるいは実家から通えないということであれば滞在費などが出るというものと、もう一つが、ハイリスク妊婦の方などで、これは医師からの指示により、島では産めないという方が、内地の周産期医療センターで分娩する際の補助を行うもので、往復の交通費の8割と、宿泊費が上限14泊までの宿泊費が助成対象となるというものでございます。

以上です。

○議長（山本忠志君） 5番。

○5番（山下則子君） そうすると、実家で産む人については、航空運賃というんですかね、そういうのは出ないという意味でいいんですか。

○議長（山本忠志君） 福祉健康課長。

○福祉健康課長（小野高志君） はい、そのとおりでございます。

○議長（山本忠志君） それでは、8番。

○8番（岩崎由美君） 先ほど真田議員がシステム改修費の件お話しされた。システム改修費については、いろんな科目というか、課であると思うんですけども、以前も真田議員が質問されて、このシステム改修費は、もう毎回毎回支払わなければならないものだと。ただ、それ、今現状全体で幾らぐらいシステム改修費に支払っているのか、もしちょっと概算でいいんで、分かったら教えてください。

○議長（山本忠志君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金川智亜樹君） すみません、全ての費用がなかなか今すぐに言えないので、後で。基本的に、歳入の7ページにありますデジタル基盤改革支援補助金、この歳入に基づいて、システム改修やっていくということになりますので、ここで費用が大体の町のシステム改修費用がここに載ってくるという理解で。詳しくは後で数字出したいと思います。

○議長（山本忠志君） 8番。

○8番（岩崎由美君） それで、もう毎回毎回支払わなければいけないと。ガバメントクラウドの話もありますけれども、将来的にこういうのを一括で可能なのか分からないけれども、そんなに毎回費用をかけないでやることというのは、真田議員も質問されていたと思うんですけども、今いろいろ事業が動いている中で、不可能なのかどうか、ちょっと、可能なのかとか、将来的には可能なのかということについて教えてください。

○議長（山本忠志君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金川智亜樹君） 今、議員がおっしゃるとおり、国が進めるガバメントクラウド、標準化ということなんですけれども、それが進めば、多分そこに競争原理等は働きますので、一律していろんなことができるかなと考えております。

がしかし、1番議員のお話もあったとおり、とはいっても早急にやらなければいけない国の施策というものがあるので、ガバメントクラウドに向けて動いてはいるんですけども、緊急的に、先ほどもあったとおり、しないといけないものは即時的にシステム改修を随時行っていくという、ちょっと二重になっているようには見えるんですけども、そこをちょっとご理解いただければと思います。よろしくお願いします。

○議長（山本忠志君） ちょっと待ってくださいね。1番議員、関連したお話ですか。ちょっと待ってくださいね。先ほどの5番議員の答弁に追加して、補足説明したいということで、

病院事務長より説明がございますので、事務長。

○病院事務長（菅原宏幸君） 先ほど帝王切開は病院でできないということを言われましたけれども、ちょっと期日はあれですけれども、2年ぶりにやっています。できないわけではございません。

○議長（山本忠志君） いいですか。

1 番。

○1 番（真田幸久君） 先ほどと同じ7 ページの総務費補助金の中の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金に関してなんですけれども、こちら全協等の説明の中で、定額減税で対応できない部分であるとの説明がありましたけれども、その意味するところは、給付金定額減税一体支援枠中の給付金のことと私は理解していますけれども、それが正しいかどうかは1 点。

そして、そうだとした場合、今後ほかの枠での町単独事業で、国が行う実施に対する実施計画を今後提出する予定が今のところあるかどうか、お教えてください。

以上2 点お願いします。

○議長（山本忠志君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金川智亜樹君） では、回答させていただきます。

まず、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金について、ちょっと簡単にご説明したいと思います。これ、物すごく複雑な仕組みでして、本来は多分ちょっと資料等をお配りして、勉強会等をするのがいいのかなと思うんですけれども、簡単にちょっとイメージ、概要みたいな形になってしまうんですけれども、お話しさせていただければと思います。

前もって言いたいのが、別に国を批判しているわけではないので、分かりやすく説明するという観点で聞いていただければと思います。

まず、この経緯から言いますと、令和5 年3 月29 日に新型コロナウイルス感染症対応地方創生交付金というものができました。これは非課税世帯に3 万円を給付しますというものです。この後に、ちょっと言い方があれなんですけれども、3 万円、ちょっと少ないよねということで、同年11 月に物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金、これ、ここの歳入にあるものなんですけれども、ここをプラス非課税世帯に7 万円を給付しますということになっています。細かく言うと、この一律10 万円という中でも、3 万円と7 万円はちょっと性質が異なるものとなっています。

ここに、さらに同月になるんですけれども、同月末ですね。ちょっと非課税世帯だけでは

支援にならないよねということで、低所得者支援定額減税というものがここで新たに生まれます。これは住民税均等割ぐらいのところの収入の人に向けて、住民税の1万円の減税、所得税の3万円の減税、これを全世帯に行いますよということです。

ここに、さらにこれの支援をしているんですけれども、子供がいる世帯はもっと苦しいよねということで、ここにさらに子供加筆、子供1人当たり5万円というものがまた追加で入っています。

今現在、町で行われているのが、この辺のシステム改修、ちょっと変わってくるので、システム改修等を行っているということです。この措置分と説明しているんですけれども、ここがこの非課税世帯を対象にということで、令和5年なんですけれども、令和4年の所得を見て、非課税世帯というのをやっています。

これがそのときに非課税世帯でも、今は違うんじゃないかということで、令和5年の今度を見て、そこで非課税世帯になった人も対象に入れようよということで、ちょっといろいろ変更しながら、今これ進めている事業で、具体的に町の事務でいいますと、税務課がその名簿とかをつくったり、給付は福祉健康課がやっているということ、ちょっとこう複雑な形になっているんですけれども、一応この仕組みはこういうイメージで考えていただければと思います。

先日、皆さんもそうだと思うんですけれども、町民税・都民税・森林環境税納税通知書というものが多分家に届いていると思います。ここに、お気づきになられた方もいると思うんですけれども、名前の下に定額減税額幾ら、その下に定額減税不足額幾らという項目があるので、ぜひチェックしていただきたいんですけれども、この定額減税で引き切れなかった定額減税不足額というものを、またここから調べて配布していくという仕組みになっております。その準備を今、町がシステム改修等とかで進めているという今現状になっています。

なので、事務負担というものが物すごく増えているというところも、ちょっと併せてお話ししたいなというところです。

以上です。

○議長（山本忠志君） 1 番。

○1 番（真田幸久君） ご説明ありがとうございました。

ただ、私の質問に対する回答では全くないので、私の質問に対する回答をお願いします。私が質問したのは、おっしゃるとおり、給付金定額減税一体支援枠、幾つかの交付金に関しては枠があるはずなんですけれども、その枠に関して、私が質問したのは、そのおっし

やった給付金定額減税一体支援枠中の給付金のことを指しているというふうに理解しているんで、それが合っていますかという確認と、それ以外に、いろんな枠がある中で、今後たしか11月、実施計画の提出が締切りだったかと記憶していますけれども、そちらに向けて、さらに町として何か計画を立てて、こちらのほうに計画を提出して、うまくいけばその交付金を受けられるようなという流れをお考えになっているかどうかを教えてくださいというのが私の質問ですので、そちらの視点からお答えいただけますでしょうか。

○議長（山本忠志君） ちょっと時間取りましょうか。ちょっと時間おきまして、1番議員、よろしいですか。

○1番（真田幸久君） はい。

○議長（山本忠志君） 先ほどの5番議員の質問に関連しての質問ということで、3番議員、ございますか。

○3番（奥山幸子君） 5番じゃないです。1番と8番の関連です。いいですか。

○議長（山本忠志君） 1番と8番ですか。ちょっと待ってくださいね。よろしいですか。

企画財政課長。

○企画財政課長（金川智亜樹君） 1番目の質問に関しては、そのとおりです。今、今後の計画については、今ちょっとここの交付金に対する実施ということで、その後の計画については今、現状では考えておりません。

○議長（山本忠志君） それでは、3番議員。

○3番（奥山幸子君） 1番と8番議員の関連なんですけれども、10ページの非課税世帯等の臨時特別給付金についてなんですけれども、これは国から6,000万で、町の一般財源が470万ということで、これは結局給付金のほうが5,910万円で、システム改修は600万ということで、先ほどの同じような質問になるんですけれども、国からは6,066万円なのに、システム改修費を入れると6,500万ぐらいになるということで、町が440万を負担することになると考えていいわけですか。

○議長（山本忠志君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金川智亜樹君） この物価高騰対応重点支援特別給付金に関しましては、昨年度より予算化している部分がありまして、ここに上乗せする形で歳入等を組んでいますので、この補正で合致、予算がするというものではなく、去年の予算にプラスアルファして今進めているということです。

○議長（山本忠志君） 3番。

○3番（奥山幸子君） 令和4年から令和5年の非課税世帯に計算というか、見直すということですけども、令和5年の非課税世帯って何世帯あるんですか。

○議長（山本忠志君） 税務課長。

○税務課長（山下 進君） 均等割も非課税になっている世帯が1,200世帯を少し超えると思います。そして、均等割の課税のみのところが400世帯を少し超えるということになります。

○議長（山本忠志君） ほかに質疑ございますか。

3番。別件ですか。

○3番（奥山幸子君） 関連じゃないんですけども、11ページの児童福祉総務費なんですけれども、ちょっと小っちゃい、細かい質問なんですけれども、害虫駆除費委託料というのは、これは何の害虫なんでしょうか。

○議長（山本忠志君） 福祉健康課長。

○福祉健康課長（小野高志君） これが若草保育園で、園舎内にネズミが出たということで、貯蔵していた芋がかじられるなどの被害が出ておりますので、駆除するものでございます。

○議長（山本忠志君） よろしいですか。そのほかございますか。

ここで少し整理していきたいと思いますので、なるべく多くの方に私、指したいと思いますので、ちょっとここで6番、金川議員。

○6番（金川孝幸君） 9ページの非常用発電機の重油の入替え委託なんですけれども、これは非常用発電機を導入して、重油を満タンにしたと思うんですけども、これを全て入れ替えるということによろしいんでしょうか。

○議長（山本忠志君） 建設課長。

○建設課長（瀬筒国治君） 今、庁舎のほうは3,600リットルの非常用電源設備用の備蓄重油を持っていますけれども、年に2回点検をする関係で、今1割ぐらい減ってはいますが、タンクの容量としては3,600リットルなので、これを全て入れ替えて、タンクの中の清掃を含めて実施したいというふうに考えております。

○議長（山本忠志君） 6番。

○6番（金川孝幸君） 年2回点検をやっているということで、それによっても重油は減ってくると思うんですけども、その都度補充されているということなんでしょうか。

○議長（山本忠志君） 建設課長。

○建設課長（瀬筒国治君） その都度は補充しておりませんで、今10年間使って、合計20回近く充填していますけれども、1割ぐらい減ってしまっている状態になっています。

○議長（山本忠志君） ほかにございますか。

1 番。

○1 番（真田幸久君） 今の質問の関連で、全協のときにも質問したんですけども、全量入替えということで、完全廃棄になるのか、それとも、再利用等のことが行われているのかについて、そういう運用上の規定に関して、ご説明いただけますでしょうか。

○議長（山本忠志君） 建設課長。

○建設課長（瀬筒国治君） 運用上の規定が特にあるわけではないんですが、町の中でも例えば温泉の燃料に使えないかとか、いろいろ検討はしました。また、クリーンセンターでのちょっとずつ例えば燃やしていくとかいうことも考えたんですけども、それには備蓄倉庫を新たに建設しなきゃいけないというリスクもあって、やむなく今回は全量廃棄という方向で進めていきたいと考えております。

○議長（山本忠志君） よろしいですか。

ほかにございますか。

8 番。

○8 番（岩崎由美君） 予算の具体的な数字ではないんですが、強いて言えば企画関係なんですけれども、しばらく前に日本創成会議というところが2014年に消滅自治体というあれをやって、その10年後、あれで結構翻弄された自治体はあったかと思うんですが、2024年の話で、持続可能性自治体というのを発表して、東京都で唯一八丈町がそこにランクアップされて、にわかには信じがたいんですけどもちょっと思いつつ、数字を見ればやや微妙というか、20以下が19.5という数字だったんですが、これに対する町の考え方というか、恐らく、これを見て、企画財政課に視察の申込みとかがたくさんあったんじゃないかと。

実際に私の知る知り合いも、今度八丈島に行くよと言っているんで、これに対する評価と、町がこれまで行ってきた、それに対する施策及び視察の人が来たらどのようなことを案内するのかについて教えてください。

○議長（山本忠志君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金川智亜樹君） では、まずおめでとうございます。これは共創による町づくりにおける一定の評価であると考えております。八丈町として、ちょっとなかなか細かく分析しているわけではないので、あくまで見解という形で回答させていただければと思います。

ちょっと話題すごい高いものなので、ちょっと詳しく説明させていただきたいんですけど

ども、まず、4月24日に人口戦略会議より、令和6年度地方自治体持続可能性分析レポートが発表され、八丈町は全国1,729自治体のうち65自治体、約3.8%しかない自立持続可能性自治体と分類されました。

まず、この前提としまして、この分析レポートにおける自治体の分類基準につきましては、国立社会保障・人口問題研究所というところが公表します、日本の地域別将来推計人口を元データとし、2020年から2050年の間で、20歳から39歳の女性の封鎖人口及び移動仮定の基での推計人口の両者の減少率が20%未満の自治体を自立持続可能性自治体と分類するものであり、八丈町は封鎖人口が6.0%で、推計人口が19.5%であったため、自立持続可能性自治体に分類されているものです。

この分類基準における判定については、全国の各自治体の環境をそれぞれ考慮して判定しているものではなく、将来の人口の推計値から機械的に判定するものとなっております。ちょっと熱を冷ましてしまうかもしれませんが、今回、自立持続可能性自治体や消滅可能性自治体と判定されたことで、将来の持続性、消滅性がおおむね決まった、決まるといったものではございません。

この前提の上で、結果として八丈町が自立持続可能性自治体として分類された要因、議員がおっしゃられた、ちょっと要因を我々考えてみたんですけれども、まず、関係人口の創出に係る取組、生活インフラ高度化に係る、特に児童福祉、医療、保健、教育の取組が大きく寄与しているのではないかと考えております。

移動仮定のほうの基での推計人口につきましては、既存の観光需要による交流人口、関係人口の創出に加えまして、地域おこし協力隊制度の活用、移住定住の取組。封鎖人口のほうにつきましては、子育て世代の包括的支援、保育の充実、予防保健の推進、未来型教育や個性を尊重する教育の推進と、出産、育児におけるインフラの強化という部分の取組が大きく寄与した可能性も考えられるのではないかと思慮しています。

現在、議員がおっしゃるとおり、この分析レポートが発表されまして、島内団体の会合等の多分皆さん、聞かれると思うんですけれども、挨拶に結構この話が盛り込まれたり、また、八丈町もおっしゃるとおり、取材だったり、行政視察という、多くの依頼が今来ているような状況です。これ、島内外の影響の大きさを物すごく今、実際感じているところです。

また、役場、我々の組織内においても、町長より今までの町職員が取り組んできた仕事の成果でもあるという、ちょっとお話を我々受けまして、町全体ですね。町役場職員全体、ちょっと仕事に対するモチベーションというのが、役場の中では全体的に今高まっているとい

うような状況です。

これ、現在振興で取り組みます東京宝島サステナブル・アイランド創造事業を今後活用した観光領域だったり、防災、行政等のインフラの領域の今後高度化によって、今後さらなる効果が創出される可能性、また、町政70周年というこの記念の年に、このような形でこれからの町の発展というものに向けまして、機運の醸成というものが多分今図られている状況だと思います。

なので、これから引き続きこの共創、我々の基本構想の町づくりのテーマであります、この共創による町づくりというものを意識して、前向きに業務に取り組んでいきたいと考えております。一緒に頑張りましょう。

終わります。

○8番（岩崎由美君） ありがとうございます。

○議長（山本忠志君） 関連してありますか。関連ですか。

1番。

○1番（真田幸久君） ご説明ありがとうございます。

前向きに捉えることは大事であると思う一方、定性的な、あまりデータ等に基づかない話というのはかなり危険な部分もあるんで、申し上げたいことがあります。

私もこの内容については、数字等追っかけていきまして、結果として八丈島がその6%封鎖人口、それから移動でも20%を割った要因としては、過去2005年から10年、10年から15年、15年から20年間の転入、転出の年代別を見ると、女性が20代から40代、44までですかね、までは転入増というのがずっとその15年間続いているというところで、その部分がいわゆる社会増減の部分でいうとプラスになっていくと。

男性のほうはもっと広くて、50代、60代ぐらいまでたしか転入増になっている状況です。ただ、八丈町の、じゃ、人口の動き、その年代の動きを冷静に考えたときに、例えば八丈支庁の方が五、六年で動いていくという中で、その部分の異動の部分がその中にどれぐらい含まれるのか、いわゆる純粋な、いわゆる移住して定住している方の部分がどれぐらいなのかといったようなデータも、もし可能であれば八丈支庁等に確認していただいて分析していかないと、あまり楽観的になるのは危険かなと私は思いますんで、ぜひともそういうデータの収集と分析も含めて、今後対応していただければと思います。要望です。

○議長（山本忠志君） 要望でいいですか。この話は、町の将来について未来性の高いテーマでもあると思うんですけれどもね。この辺で町長の見解、どうですか。

○町長（山下奉也君） 今、企画財政課長が申し上げた成果の部分では、そのような部分があると思いますが、やはりまだまだ今後、職員、また議会も含めて、気を引き締めて、これが本当であったというような形に持っていきたいなと思っておりますので、今後とも皆さん方のご支援、ご協力、よろしくお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（山本忠志君） この件はよろしいですかね。

別件で何か質疑ございますか。

ちょっと待ってください。

2番、いきましょう。

○2番（浅沼隆章君） 11ページの児童福祉費と17目備品購入費になります。こちら、保育園の備品購入、こういったものを購入するか教えてください。

○議長（山本忠志君） 福祉健康課長。

○福祉健康課長（小野高志君） こちらが各園に防犯カメラを設置するというものでございます。防犯カメラは外からの侵入者を防止することではなく、園の内部に設置をして、より適切な保育ができるように、また、何か事故や保護者からの訴えなどがあったときに、きちんとした証拠的なものを残したいというようなことで考えております。

以上です。

○議長（山本忠志君） いいですか。

2番。

○2番（浅沼隆章君） ありがとうございます。

こちらは外からの防犯用ではなくて、内の保育園の健全な運営をするためのということだと思っておりますけれども、こちらの管理、撮った映像等の管理というのをどういうふうにして扱っていくのか教えてください。

○議長（山本忠志君） 福祉健康課長。

○福祉健康課長（小野高志君） 少々お待ちください。ちょっと今、手持ちではないんですが、保育園でこのカメラの映像の取扱いの規定をそれぞれつくって、福祉健康課長が責任者となって、誰でも見られるわけではなく、何かがあったときにそれを確認するというような、きちんとした要綱をつくって管理していくというふうに考えております。

○議長（山本忠志君） いいですか。

先ほど保留になっておりました、システム改修の説明を企画財政課長よりお願いいたします。

す。

○企画財政課長（金川智亜樹君） 先ほど8番議員から出ました町全体のシステム改修費についてなんですけれども、一般会計で大体全体的に8,000万円かかっております。

○議長（山本忠志君） よろしいですか、ただいまの回答で。

そのほかで、ちょっと待ってくださいね、先ほどから5番議員、指名が遅れてすみません。

○5番（山下則子君） 9ページの企画総務費の八盛隊ユニフォーム制作委託料のところなんですけれども、昨日説明にあったポロシャツ24枚なんです、14万3,880円、これ、24で割ると6,000円弱で、ウインドブレーカー8万8,000円で、8で割ると1万1,000円。

一般の主婦からいうと、ちょっと高いお買物なんじゃないかなと思うんですけれども、説明をお願いいたします。

○議長（山本忠志君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金川智亜樹君） では、お答えしたいと思います。

この八盛隊に関しましては、今後、八丈町の活性化していくという重要な任務があつて、今、委員の拡充というものに向けて今、必死に町が取り組んでいるところです。

しかし、なかなか募集、人員の確保というものがとても今難しい状況になっております。プラス、八丈町の皆さん、住民の皆さんに対しても、認知度というものが少し低いのかなというところが今課題として認識しているところです。

なので、今回ちょっとこれ、金額的にはというお話だったんですけれども、しっかり地域おこし協力隊が地域に根づいて、一緒に住民とともに地域活性化をしていくという意気込みの中、しっかりロゴとか、皆さんが一目で見て分かるように、あつ、地域おこし協力隊という、分かるようにちょっとデザイン等に凝って、いいものをぜひつくって、効果的に進めていきたいと考えていますので、ご理解をお願いします。

○議長（山本忠志君） よろしいですか。

関連質問の方をお受けいたします。1番、2番ですか。

2番からいきましょう。

○2番（浅沼隆章君） 今の関連なんですけれども、こちらは貸与ということでよろしいですか。

○議長（山本忠志君） お願いします。

企画財政課長。

○企画財政課長（金川智亜樹君） これ、貸すわけではなくて、本人に着てもらうという形に

なります。

○2番（浅沼隆章君） 配布ということですね。支給。

○議長（山本忠志君） 配布ですね。

1番。

○1番（真田幸久君） 直接予算とは関係ないんですけども、この八盛隊、地域おこし協力隊の役割について、これまで八丈町というのは各案件ごと、各テーマごとに協力隊を募集してきましたけれども、協力隊の本筋を考えると、私は各地域に1人ずつ置いて、地域をどう活性化していくかということの動きの中の中心人物として、そういう方に来ていただきたいというやり方は私は王道というか、やるべきことであって、個別案件にすると、どうしてもやはり個別案件の専門家が来てくれるかという、それは多分本当の意味での専門家は呼ぶには給料も安いですし、なかなか人もいない。

ただ、町おこしを全体としてその中で中心となってコーディネーターとか、そういう役割を持ってやりたいという人はかなりいると私は認識していますんで、そもそも八盛隊の位置づけというのをもう一度見直していかないと、なかなか成果が上がっていかないんじゃないかと思いますんで、その当たりの考え方について、もしこの場でお聞かせいただけるならお願いいたします。

○議長（山本忠志君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金川智亜樹君） 議員がおっしゃるとおり、なかなか専門性を持った方が島に来てくれるというのは、とても難しいです。プラス、任用期間というのが、もうこれは定められていまして、3年間というビジョンの中、この限られた3年間の中で、地域の課題を把握するという部分だけでも、とても難しいことだと思っています。

なので、我々が考えている地域おこし協力隊の拡充というものにつきましては、引継ぎ制というものを導入しまして、この限られた3年間ではちょっとなかなか難しいかなとは思いますが、んですけども、引き継ぐような形ですね。その地域おこし協力隊が企画した方針だったり、町の方針に合致するという部分が大前提になるんですけども、そこを徐々に引き継げるような形で、だから、大体1つの施策に対して2名程度を順繰り回すような形で運営していきたいなということを今考えております。

議員がおっしゃられるように、本当はその地域の活性化を目指して、地域ごとに配属するという手もちろん我々検討したんですが、やはり島民になってもらう、町民になってもらうというのが物すごく大事な部分でして、地域おこし協力隊という名前はあるんですけど

も、自分が住んでいる地区、地域に溶け込んでいただいて、クリーンデーとか、その辺で地域に貢献しながら、町に来たら地域おこし協力隊で活動していただくという形を今想定して考えています。よろしくお願いします。

○議長（山本忠志君） 1 番。

○1 番（真田幸久君） 今の関連でいうと、私は私が言ったほうが本来あるべき姿だと思っていて、やはりテーマごとにやるとなかなか難しいし、定住をしていただくのであれば、なおさら地域に根差して、地域の社会課題を見つけていって、それを解決するために、地域の方と交流を持ちながら方向性をつくっていったって、例えば自治会で中心的な役割を担っていただくのも結構ですし、坂下だと自治会がなくて振興委員ですけれども、なかなか振興委員の制度がうまく回っていないというのも事実かと思えますんで、そういった中で中心となって、人を巻き込んでいけるような、そういう動きができる方、もしくはそういうことがしたい方を呼ばないと、結局町なら町がこういうテーマがありますよと考えても、実際にはそれがずれている場合もあり得ますんで、やはりその地域に実際に住んでいただいて、地域の課題を把握して、最終的には定住していただくというような気持ちを持った方を呼ぶことが、そもそもこの制度の趣旨かと思っていますんで、あまり、大変申し訳ないんですけれども、例えば環境関連の方を以前は置いていましたけれども、個人がその分野をどうやってやるんでしょうかと、私は疑問をずっと思っていました。かなりそれをお願いする人にも私は負担だったんじゃないかと。

であれば、今見える形の課題をきちんと探していったって、それを住民全体で共有してということが、なかなか町職員を、地域担当で置く自治体もありますけれども、それも今の人員不足だとなかなか難しいという中では、その役割を中心になって担っていただける方を八盛隊の中心に据えて、そういう方向にかじを切り直していただければと思いますけれども、これは企財課長だけではなくて、町長にもちょっとご回答いただければと思います。

○議長（山本忠志君） ちょっとお待ちくださいね。今のお話は、今八盛隊のユニフォームの件から、島の協力隊の導入方針、方向というふうなところに話が来ているんですけれどもね。これは八丈の未来に関する大事なテーマだと思うんで、今の1 番議員の意見のほかに、協力隊の運用について、何かご意見ある方ございましたらお受けしたいと思うんですが、よろしいですか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） では、1 番議員から町長の考え方というか、町の方針等についても求

めていますので、よろしいですか。

○町長（山下奉也君） 真田議員が言うように、やっぱり地域の、昨日の一般質問にもコミュニティの重要性を大いに私も感じているところでした。そういう部分も含めて、地域に根差した部分でやっていければと思っておるところもあるんですけれども、もう1点は、今、町の中というか、どこの自治体も困っているのは、専門職が不足している、職員の中でもですね。そういう部分もある程度考えながらやっていければと思っておりますけれども、今、町で進めようとしているのは、各課の課題を解決できるような、言わば行政で職員が不足している中で、どういう部分が協力隊の分野でできるかということも考えながら、協力隊を募集しているところなんですけれども、なかなか応募者がいないということで悩んでいるところです。

本当に地域のコミュニティ、そういうコミュニティの中へ入っていけば、島に根づいてくれる協力隊が出てくるんじゃないかなという思いはあります。そういう部分も含めて、今からの協力隊募集をしていきたいと思っております。よろしくお願いします。

○議長（山本忠志君） この件はここで結論は出ませんので、町当局としても議員の意見を踏まえながら、今後の町政運営に役立てていただければというふうに思います。

別件の質疑をお受けいたします。

8番。

○8番（岩崎由美君） 各課に関わることなんですけれども、出張旅費、都内への宿泊費は、非常に高くなっています。しかも、町長もよくご存じのとおり、島嶼会館が非常に取りにくい。大変我々も困っている。

その中で、議員のほうはいいです。町の中で、若手の方とか、皆さんが都内、若手にはかかる職員の方が都内に出張するときの負担というのが、かなり増えている可能性が、この辺で出張旅費とか、その当たりのことを再考する時期に来ているんじゃないかなと思うんですが、これは総務課になるのかな、ちょっとお考えを教えてくださいというか、今課内で相談していることではないので、今、急にはお話しできないかと思うんですけれども、大体どういう方向性かについて、教えていただければと思います。

○議長（山本忠志君） 8番議員、今の質問は単なる宿泊、ホテル代の値上げということじゃなくて、職員等の旅費規程全体を見直す時期じゃないかという。

○8番（岩崎由美君） はい。そういう時期なのではないかと。

○議長（山本忠志君） ということですね。

総務課長。

○総務課長（高野秀男君） 国のほうでも、たしか4月だったと思いますけれども、旅費のほうの改正をする。それで、来年度から変えていくというところで、その中でたしか何点か法改正のポイントを挙げていましたけれども、今の定額制から実費のほうに変えていくというふうな国のほうの方針もございます。

当然、ご指摘されたように、これからもなかなか宿泊費が以前のように戻るというふうなのはなかなか想定し難いというところもありますので、見直しのほうは検討してまいります。

○議長（山本忠志君） よろしいですか。別件ですか。

○8番（岩崎由美君） 今の件です。

○議長（山本忠志君） どうぞ。

○8番（岩崎由美君） 今、国の規定という話をされましたけれども、この国の規定に町も従わなければいけないんですか。町独自という判断はできないでしょうか。

○議長（山本忠志君） 総務課長。

○総務課長（高野秀男君） 先ほど言った国の規定というのは、ほかにもポイントがあるんですね。例えば、いろいろあるんですけれども、料金については、うちのほうでは今上限で1万1,000円というのがありますが、そういった部分では、今後、国のほうの考えというのがそろそろ出てくると思いますので、その辺も当然考慮して考えていきたいと思います。

○議長（山本忠志君） ちょっとお待ちください。1番議員、関連ですか、別件ですか。今の関連のことですか。

8番。

○8番（岩崎由美君） 今の質問は、国の規定に従わなければいけないのかということなんですけれども、町独自で規定することはできないですか。

○議長（山本忠志君） 総務課長。

○総務課長（高野秀男君） それは、料金、金額のことにに関してでしょうかね。ではなく。

○8番（岩崎由美君） 金額についてもです。

○総務課長（高野秀男君） 金額については、一応上限、定額制から実費というふうな部分で国のほうの考えもありますので、その辺は実際に町のほうから現在、島嶼会館等の値上げの話もありますけれども、実際に都内の状況が、宿泊費がどのどれぐらいの程度というふうになっているのかというところ、そういうのも当然分析する中で、町のほうでも決めていきたいと思います。

○議長（山本忠志君） じゃ、別件で、ちょっと待ってくださいね。

7番。

○7番（沖山 昇君） ページ数でいきますと、9ページ、財産管理費ですね。先ほど建設課長のほうでご回答いただいた重油の関係なんですけれども、再利用するために保管庫を建てなければいけないというお話だったと思うんですけれども、大分前、実は旧クリーンセンターに天ぷら油を車の燃料に使おうということで、たしか保管庫をつくったはずなんです。それがまだ残っているのかなと思うんですが、旧クリーンセンターを解体するとき一緒に壊してしまうのであれば、利用はできないかなと。ただ、天ぷら油と重油とまた基準が違うと思いますんで、それで使用できないのかどうか、そこら辺のところ、お調べになったのかどうかをちょっと教えてください。

○議長（山本忠志君） これは、住民課長。

○住民課長（佐藤真一君） まず、旧クリーンセンターにございます、天ぷら油を利用したバイオ燃料としてということは、昔のディーゼルエンジン用の油にするというような燃料にするということでやっておりました。

ただし、時代に即しまして、そういったディーゼルエンジン、天ぷら油を利用したディーゼルエンジンの開発がもうなくなりまして、それは再利用できないというのがまず1点です。

今回の我々、バイオディーゼルエンジンとしての油を利用しないというふうな、もうするところができないということですんで、もう必然的に助燃バーナーにするか、それとももう廃油バーナーとして利用するか、この2択しかないということで、新クリーンセンターでは、助燃バーナーは当然きれいな油を使って助燃しますんで、今回のお話みたいな、もう劣化したような油は、議員先生も視察でご覧になられたと思うんですけれども、奥のほうにある廃油バーナーのところに入れて燃やして処理するというような形になります。

検討したかどうかは建設課の所管になると思うんですが、いずれにしても今の劣化した油ということであると、そういった形で処理せざるを得ないということでございます。

以上です。

○議長（山本忠志君） 7番。

○7番（沖山 昇君） 私がお伺いしたかったのは、それを再利用するために建物が必要になるよというお話、回答だったと思いますんでね、そこで、再生するために置いておく、その場所はあるのではないのかなと、ご検討されたのかなというお話をちょっと聞きたかったわけです。

再生をどういうふうにするかという話は、まだ保管をしておいてからでも十分間に合うの

かなと思いますんで、保管をできる場所は、そこは使えないんですかというところです。お願いします。

○議長（山本忠志君） 住民課長。

○住民課長（佐藤真一君） まず、住民課所管の旧クリーンセンターの別棟にある、いわゆる天ぷら油を保管するところは、建物はございますけれども、そのタンクの容量的には、ご存じだと思いますけれども、そんな大きい容量ではないじゃないですか。ということで、桟はありますよ、部屋としての。ただ、保管する容器としての量は、私どもは持ち得ていません。以上です。

○議長（山本忠志君） 7 番。

○7 番（沖山 昇君） すみません、ちょっと何回もなっちゃいますけれども、たしか天ぷら油を保管するときにもドラム缶で保管をするということで、全体の容量がたしか決まっていたんじゃないかと。大きいタンクが1つあったわけではないです。なので、そういった形で3,600リッター、どれぐらい置けるかですけれども、ちょっと考えていただければ、使用できないかなというところでご質問したところです。

○議長（山本忠志君） 建設課長。

○建設課長（瀬筒国治君） 一応今回庁舎のほうから抜き取る油については、危険物扱いになりまして、1か所当たり400リットルまでの保管という扱いになりますので、それを3,600リットルやるとなると、その保管する場所も含めて、要するに、きちんと消防法にのっとった施設が必要になるというふうに判断して、それをつくるよりも廃油というか処分、廃棄処分したほうが安いだろうという判断で、今回は廃棄処分という選択をします。

○議長（山本忠志君） 7 番。

○7 番（沖山 昇君） すみません、私の記憶で危険物4,000リッターだったかなというところでちょっと記憶間違いだったのかもしれませんが。一応400ということだと、大分保管ができないということですね。ということは、廃棄せざるを得ないかなと思います。よろしくお願いします。

○議長（山本忠志君） 回答はいいですね。

ほかに質問ございますか。

1 番。

○1 番（真田幸久君） 予算書の一番最後のページの給与費明細書の件、17ページですけれども、こちらは特別職のほうで、その他が職員数で8名、それから報酬として488万6,000円増

加していますけれども、これは恐らく町が指定する委員の方のものかと思えますけれども、この8名というところのご説明をいただければと思います。

○議長（山本忠志君） 総務課長。

○総務課長（高野秀男君） 今回のその他の8名のところのお話かと思えますけれども、今回補正の中で、会計任用職員の関係での補正が何件か上がってきていますけれども、その補正で上げた人数、何名分の補正をしたかというところの人数と、あと、金額がここに入っています。

○議長（山本忠志君） よろしいですか。

1 番。

○1 番（真田幸久君） すみません、私の勉強不足で申し訳ございません。会計年度任用職員は全員特別職になるんですでしたか、一般職の中の。それを制度上すみません、会計年度任用職員は全て特別職扱いになるんですかというのを、すみません、勉強不足で確認できていないので教えてください。

○議長（山本忠志君） これは、会計年度任用職員は特別職か否かということですね。

○1 番（真田幸久君） 今の説明ではそういう説明でしたので、制度的にそうでしたでしょうかというのを確認させてください。

○議長（山本忠志君） 総務課長。

○総務課長（高野秀男君） 会計年度任用職員の関係も、すみません、これまで給与費明細書の中のその他に含んできました。今のご質問で、会計年度任用職員もその特別職に該当するのかというのは、すみません、ちょっと今調べさせていただき調べさせていただきます。そこが該当するのかというところのお話だと思いますので、すみません、ちょっと確認させてください。

○議長（山本忠志君） いいですか。しばらくお待ちください。ちょっと調査して後で回答するというところでございます。

そのほかございますか、質疑は。

6 番。

○6 番（金川孝幸君） 先ほど、2 番議員から保育園の防犯カメラの質問があったんですけれども、これ、小学校とか中学校の現状とか、今後の対応、分かれば教えてください。

○議長（山本忠志君） 教育課長。

○教育課長（田村久美君） 小・中学校には既に防犯カメラは内部のほう、校内にはございま

す。今後、外の防犯カメラを設置する予定です。

○議長（山本忠志君） ほかにありますか。

8 番。

○8 番（岩崎由美君） 13ページの土木費なんですけれども、ウッドチップパーの購入があつて、これは町の土木課さんのほうで、伐採した枝葉などをウッドチップにするということでもいいんだと思いますが、これはどこに置いて、チップ化したものはどのように使われるか教えてください。

○議長（山本忠志君） 建設課長。

○建設課長（瀬筒国治君） 今回、建設課のほうで予算計上させていただいているウッドチップパーというのは、直径14センチぐらいまでをチップにできるものというふうに考えて、この金額を計上させていただいておりますけれども、建設課のほうでやっている事業で出る伐採木については、原則として、薪にして富士グラウンドの脇の無料配布所に持っていきます。

それに満たないものということで、このサイズを選定しているわけなんですけれども、小枝とかについては、チップにした後に、クリーンセンターで焼却できる形状、つまりチップにして、焼却したいという考えておりますが、ちょっと今回初めてやることでもありますので、どれぐらいの量が出るのかとか、その辺もちょっと見ながら、また今後対応には検討していきたいというふうに考えています。

最悪、島外搬出ということになるかもしれないんですけれども、それをなるべくやらないような方向で利用方法、また処分方法を検討していきたいというふうには考えております。

○議長（山本忠志君） よろしいですか。

8 番。

○8 番（岩崎由美君） 分かりました。事業の中で出る14センチ未満というか、小さな薪にできないやつをウッドチップにして燃やすというところで、まずどのぐらい出るか分からないという部分もあると思うんですが、ちょっと燃してしまうにはもったいないかなというような気もするんですが、それはお考えがあることですので、もし何か可能性があれば、使えればと思うので、その辺はちょっと考えていただきたいと、これは要望です。よろしく。もし答えがあればお願いします。

○議長（山本忠志君） 建設課長。

○建設課長（瀬筒国治君） チップの利用方法もいろいろありますので、利用できるものは利用していくと。例えばプラザ公園の未舗装のところの歩道にまいて、未舗装の砂利舗装のと

ころを整備するとか、いろんな使い方はあるんですが、ためてしまうと、これは消防法の規制がちょっとかかってきまして、そうなると、先ほどの話じゃないですけども、ある程度のためための場所とか、設備とかが必要になってくるんですね。そこまでしてやるかどうかということも含めて、ちょっと今後の処分方法、利用方法を検討していきたいということで、よろしくお願いいたします。

○議長（山本忠志君） 別件ございますか。

それでは質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございますか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本忠志君） ご異議ないものと認め、日程第2、議案第40号 令和6年度八丈町一般会計補正予算は原案どおり可決いたしました。

◎議案第41号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山本忠志君） 続いて、日程第3、議案第41号 令和6年度八丈町国民健康保険特別会計補正予算を上程いたします。

説明、住民課長。

○住民課長（佐藤真一君） 書類番号4番をお願いします。

1ページをお願いいたします。

議案第41号 令和6年度八丈町国民健康保険特別会計補正予算。

令和6年度八丈町の国民健康保険特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ129万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億2,025万3,000円とする。

（「文言省略」の声あり）

○住民課長（佐藤真一君） はい。令和6年6月12日、提出者、八丈町長、山下奉也。

6 ページをお願いいたします。

歳入歳出とも項の補正額で説明申し上げます。

歳入。

3 款 1 項国庫補助金294万7,000円の増。当初予算及び今補正により計上したシステム改修費に対しての補助金となります。

6 款 1 項他会計繰入金165万円の減。

歳入合計、補正前11億1,895万6,000円、補正額129万7,000円の増、歳入合計11億2,025万3,000円。

下のページ、歳出となります。

1 款 1 項総務管理費129万7,000円の増。郵便料とシステム改修費の増となります。

ということで、歳出合計、補正前11億1,895万6,000円、補正額129万7,000円の増、計11億2,025万3,000円。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（山本忠志君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。質疑はございませんか。

1 番。

○1 番（真田幸久君） 6 ページ、一般会計繰入金の職員給与費等繰入金165万円の減なんですけれども、こちらの要因は職員の退職なのか、異動なのか、もしくは異動に伴う職員の変更といいますか、それによって給与差額が変わったからなのか、その当たりの説明をお願いしますでしょうか。

○議長（山本忠志君） 住民課長。

○住民課長（佐藤真一君） 名目は、誠に申し訳ないですが、職員給与費等繰入金、5 節でそういうふうに出ています。実際、給与費等繰入金という名の下に、歳出のほう、7 ページの委託料とか役務費、こういったものが職員給与費等繰入金という名の下にのりかえの歳出になっております。

こちらのほうの補正額の財源内訳で、その他165万減、国庫支出金が最初申し上げました294万7,000円の増ということで、歳入につきましては、歳入で294万7,000円増に対しての歳出増と、繰入金のほうを減額して調整するということで、繰入金の165万減は、郵便料とシステム改修費は増になりますけれども、補助金で頂く分を、一般会計から頂くものをお返しするというようなイメージでございます。

以上です。

○議長（山本忠志君） ほかにございますか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございますか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本忠志君） ご異議ないものと認め、日程第3、議案第41号 令和6年度八丈町国民健康保険特別会計補正予算は、原案どおり可決いたしました。

ここで休憩に入ります。再開は10時30分に開会いたします。

（午前10時16分）

○議長（山本忠志君） 休憩を解いて再開いたします。

（午前10時30分）

○議長（山本忠志君） まず、次に入る前に、先ほど保留になっていた給与費明細書、一般会計補正予算の最後のページの給与費明細書についての回答、企画財政課財政係長より回答をお願いします。

○企画財政課財政係長（佐々木奏君） 先ほどご質問のありました1番議員からの補正予算書の給与費明細書の件なのですが、ちょっと補足でといいますか、説明と回答をさせていただきますと思います。

まずなのですが、特別職という形で、その他の部分に現状行政委員ですとか、その他附属の委員会とか幾つかあるんですけれども、その方々の職員の対する報酬をまず計上しておりまして、それ以外に、八丈町のほうで雇用といいますか、契約をしている会計年度任用職員の方の人数、報酬も一応計上しているという形で今、書類の予算書の給与費明細書のほうはつくらせていただいているところです。

ただ、ご指摘がありましたように、会計年度任用職員をここに入れるのかが適正かどうかという部分につきましては、ちょっと地方自治法ですとか、施行令といいますか、のほうを確認しつつ、適正な形でちょっと対応させていただきたいと思います。

ただ、ほかの自治体の例ですとか、あとは過去こういう形でずっとつくっていたというふうな現状もありまして、なるべく分かりやすい形で資料をつくりつつ、予算書のほうは作成していきつつ、法律に違反しないようにやりたいと思いますので、ご理解いただけたらと思います。

○議長（山本忠志君） 1 番。

○1 番（真田幸久君） すみません、法に違反しているかどうかという趣旨ではなくて、単に、私が制度としてそれをどっちに、何かちょっと若干調べたらどっちに入れても構わないような記述もあるんで、それを八丈町がどういうふうに運用しているかということと、先ほど申し上げましたように 8 人で 400 万だと、1 人あたりに単純に計算すると 60 万にしかならないんで、おっしゃっている例えば 3 か月間の会計年度任用職員とかだったらそれも分かるんですけれども、それがないとどういう根拠で 8 人で 400 何十万かなんてことは、理由さえ分かれば結構です。

○議長（山本忠志君） よろしいですね。

それでは、先ほどの日程に続いて、次の日程に入ります。

◎議案第 42 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山本忠志君） 日程第 4、議案第 42 号 令和 6 年度八丈町水道事業会計補正予算を上程いたします。

説明、企業課長。

○企業課長（菊池 拓君） 書類番号 5 をお願いいたします。

1 ページをお願いします。

議案第 42 号 令和 6 年度八丈町水道事業会計補正予算。

総則。

第 1 条、令和 6 年度八丈町水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

（「第 4 条を除き文言省略」の声あり）

○企業課長（菊池 拓君） はい。

継続費。

第4条、予算第5条に定めた継続費の総額及び年割額を次のとおり補正する。

1 款資本的支出、1 項建設改良費、大賀郷浄水場停電対策事業、補正前総額 2 億2,121 万円、6 年度年割額 1 億1,776 万6,000 円、7 年度年割額 1 億344 万4,000 円、補正後総額 2 億2,634 万7,000 円、6 年度年割額 1 億1,996 万円、7 年度年割額 1 億638 万7,000 円。工事費の増に伴う継続費の補正になります。

令和 6 年 6 月12日、提出者、八丈町長、山下奉也。

8 ページをお願いいたします。一番最後のページになります。

令和 6 年度補正予算実施計画明細書。

資本的収入及び支出、支出のみの補正です。

1 款資本的支出、1 項建設改良費1,951 万9,000 円の増。工事請負費が設計の精査により、増になります。内訳といたしまして、老朽管更新工事、その 1、その 2 で1,578 万5,000 円、水道施設機器更新工事で154 万円、大賀郷浄水場非常用発電施設整備工事で219 万4,000 円の増になります。

説明は以上となります。よろしくお願いします。

○議長（山本忠志君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

質疑ございますか。

1 番。

○1 番（真田幸久君） 水道の 3 ページですね。キャッシュ・フロー計算書の中の 2、投資活動によるキャッシュ・フローの中で、投資活動に係る未払金の増減額が 2 億7,578 万円の増加となっていますけれども、その詳細を教えてください。

また、当初予算における予算実施計画内訳の工事請負額 4 億8,197 万7,000 円プラス、委託料6,789 万2,000 円に関して、内訳がございません。

一方、次のページ、4 ページのほうの予定貸借対照表のほうで、建物が前回の議会の説明時より 3 億6,473 万7,920 円の減、構築物は8,702 万6,002 円の増、機械及び装置が 3 億2,372 万4,218 円の増、トータルで4,601 万2,300 円の増となっておりますので、先ほど申し上げましたように、予算実施計画内訳の数字と予定貸借対照表の移動数値との関連の中で、何がどこに当てはまっていうところを教えてくださいませんか。

特に、建物が 3 億6,000 万円も資産額として減少しているので、これはなぜそれだけ減る予定になっているのかというのを、特に教えてくださいませんか。

○議長（山本忠志君） よろしいですか。ちょっとお待ちいただけますか。これは係長のほうから説明をさせていただきたいと思います。

○企業課経理係長（岡野豊広君） 私のほうから回答させていただきます。

まず最初に、投資活動、水の3ページ、投資活動によるキャッシュ・フロー、投資活動に係る未払金の増減額がかなり大きく下がって、大きくマイナスになっているというところなんです。補正予算の場合は、基本的に私ども、私のほうがちょっと手計算で全てやっているんですけども、全て資金的収入支出については、年度末に終わるという、年度末に支払いまで全て終わるというふうな形で計算をしています。

それによって、収益的収入支出だけを見て、どれだけ未払金未収金が増えるのか、どういうふうになるのかなというふうな判断をする。ちょっと今、手計算でやっているというところもあるので、そういった形で処理をしております。ただ、実際は工事に関しては、年度末ぎりぎりまでどうしてもかかってしまって、支払いについては翌年度になってしまうということで、そうすると、この元の決算書から、前の年の決算書から、この6年度の決算書、6年度決算予想になるんですけども、そうすると、まずは5年度の決算書に関しては、未払金はどうしても実際を見ているので、金額が大きくなってしまいます。それに対して、6年度に関しては、未払金はないというふうな形で試算をします。どうしてもマイナスが大きくなってしまいうというふうな形で、この投資活動に係る未払金の増減額がすごいマイナスになってしまうというふうな形です。

それと、貸借対照表の固定資産の内訳なんです。こちらに関しても同じように私のほうが手計算で全てやっているんですけども、これは当初予算の段階ではまだもちろん決算書が出ておりませんので、私のほうで大ざっぱに内訳、建物、構築物、合計金額に関しては変わらないんですけども、内訳を出して、それでそれを割り振って、建物、構築物というふうな形で金額を当てはめていくんですが、今回の予定貸借対照表に関しては、5年度の決算額がおおよそ固まっております。それに追加で6年度の予算額を追加していきます。それなので、かなり6年度のこれは5年度決算書を基にした数値、当初予算に関しては、5年度の決算書はないので、そういった形で、おおよそこの妥当な数値になっているのかなというふうな形になっているんですけども、ちょっとその細かい内訳については調べさせていただければと思います。ちょっと私のほうも手計算でやっているの、正しいところじゃないというところが当初予算の段階ではあるのかもしれないんですけども、ちょっと調べたいなと思っております。

以上です。

○議長（山本忠志君） 1 番。

○1 番（真田幸久君） 数字が当初ゼロで、そのあと未払金が増えるというのは分かるんですけども、具体的にこれは何を想定して、今回でいえば2億7,500万円の未払金として、今のところ考えていらっしゃるか。その根拠です。なぜ2億7,500万という数字が出てきているのかは、お答えいただけるのではないかと考えているのでお願いします。

それから、もう一つのほうは、おっしゃるとおり固まっていないというのは分かります。財務状況報告書でしたか、企財のほうのページのほうに、大分遅れてほかの決算書類よりも遅れて数字が出ますけれども、固定資産台帳を固まってから多分その数字が出てくるんで、そことも関連するんですが、例えば建物が12億8,500万と言っていたものが、9億2,000万に減っているというのは、ちょっとかなり大きな数字じゃないかと私は思っています。

今回の資本的支出の分で差引きで数字は合っているような気はしますが、建物はなぜこれだけ減るのか。除却の予定があるのかというふうに思えてしまうので、幾ら手計算で積み上げるにしても、この数字の差額はかなり大きいのではないかと思いますので、そのあたりの説明をお願いします。

○議長（山本忠志君） 係長。

○企業課経理係長（岡野豊広君） すみません、先ほど一番最初の投資活動によるキャッシュ・フローというのは、先ほど説明しましたとおり、今年度の令和5年度の決算書に対してどのように動いているかというふうなのをまずキャッシュ・フロー計算書で見ますので、令和5年度の決算書は、実際はまだ監査委員さんにも確認をしていただいていないので、まだ公表していないんですけれども、およそ固まった状況と、さらにがあって、それはもちろん先ほど申しましたとおり、未払金はもちろん工事が年度末までどうしても続いてしまうので、4月に払うというふうな形になりますので、未払金はたくさん発生してしまうと。

それに対して、令和6年度末に関しては、先ほど申しましたとおり、全ての工事が終わっているよというふうな形で試算をするので、どうしても全ての工事は終わっていると。そういうことになると、未払金は全てゼロになるというふうな形で、大きなマイナスになるということでございます。同じ再度の説明になりますが、そういった形です。

建物の大きな減少ということなんですが、これについてはすみません、ちょっと調べさせていただければと思うんですが、よろしいでしょうか。

○議長（山本忠志君） よろしいですか。

1 番。

○1 番（真田幸久君） ちょっと話がずれるかもしれないんですけども、今の細かく調べていただけるということでお願いしたいのと、固定資産台帳が八丈町の場合は開示されていませんが、やはりその数字というのは非常に大事なもののなので、この数字、今の数字も固定資産台帳に関わる大事な数字だと思います。

これを見ることによって、今どれだけ八丈町のインフラが劣化しているのかとか、そういったことを確認するための数字にもなりますんで、そういったことも含めて、数字の整備と、あとスピードアップに関して、お願いできればと思います。

あと、すみません、また元に戻っちゃうんですけども、1 番目の質問は、例えば今回の資本的支出の合計額、継続費が若干増えていますけれども、それにしても令和6年度というのは1 億円ぐらいだったかと思います。

その中で、未払金、要は工事の繰越しというか、期を超える可能性がある未払金が増加する前提でこの数字が出てきているというのも分かるんですけども、だったら、それはどの工事を前提にされているのかというのを知りたいという、そういう趣旨です。

○議長（山本忠志君） 経理係長。

○企業課経理係長（岡野豊広君） 最後の未払金の件に関してなんですが、今回のものに関しては、再度調べさせていただいてよろしいでしょうか。すみません。先ほど申し上げました固定資産台帳に関しても、調べさせてください。すみません。

○議長（山本忠志君） ちょっと後ほど回答ということで。

そのほか質疑ございますか。

9 番。

○9 番（浅沼碧海君） すみません、直接予算に関わるものではないんですが、ちょっと島民の方からよくご質問を受けるので、1 点質問させていただきます。

1 月に節水のお願いがあったと思うんですが、主な原因は雨量の減少によるものだとお伺いしたと思います。今、現時点での八丈島の雨量等で、例えば夏までは大丈夫といった貯水の予測があるのか、また、節水のタイミング等、ある程度事前に分かるものなのか、分かったら教えてください。

あとは、いきなり節水のお願いと言われると不安な部分も大きいので、例えば町民でも、そのためにいる場所等を見て、自分たちでも目視や危機感を感じることができるのか。そういった状況を事前に SNS 等で発信ができるものなのか、ちょっと分かったら教えてください。

い。

○議長（山本忠志君） 企業課長。

○企業課長（菊池 拓君） あのときの節水の原因は、安川の水量が著しく減ったためだったと記憶しています。その後、安川の水量も安定してきていると思っています。

島民が水源地に勝手に入って、清水の量を確認したりとか、そういうことはちょっと控えていただきたいと思います。

また、節水のお願いの仕方についても、水量等を監視している装置がありますので、そちらのほうで早めに察知できれば、早めに周知のほうはしていきたいと思っています。

○議長（山本忠志君） 課長、これからの町の状況として、水の状況というのは質問があったと思うんですが、それは何とも言えないですかね。

○企業課長（菊池 拓君） すみません、私も毎日監視装置を見ているわけではないんですが、今のところ、担当からは水量について報告は受けておりません。

○議長（山本忠志君） よろしいですか。

○9番（浅沼碧海君） はい。

○議長（山本忠志君） そのほか質疑ございますか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） それでは、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございますか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本忠志君） ご異議ないものと認め、日程第4、議案第42号 令和6年度八丈町水道事業会計補正予算は、原案どおり可決いたしました。

◎議案第43号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山本忠志君） 続いて日程第5、議案第43号 令和6年度八丈町病院事業会計補正予算を上程いたします。

説明、病院事務長。

○病院事務長（菅原宏幸君） それでは、ブルーの紙の次のページ、めくっていただいて1ページをお願いいたします。

議案第43号 令和6年度八丈町病院事業会計補正予算。

総則。

第1条、令和6年度八丈町病院事業会計補正予算は、次に定めるところによる。

（「文言省略」の声あり）

○病院事務長（菅原宏幸君） はい。令和6年6月12日、提出者、八丈町長、山下奉也。

それでは、病院最後のページ、6ページをお願いいたします。

令和6年度補正予算実施計画明細書。

資本的収入及び支出。

1款資本的収入、3項都補助金1,007万2,000円。内訳としましては、協定締結医療機関施設・設備事業の補助金となります。これに関しましては、協定締結のほうを都と交わしてございます。実質的には3月26日に締結をいたしまして、それに係る機械設備等の補助金の申請となります。これに関しましては、新興感染症、新しい、要は準備のために備えるものとなっております。

続きまして、支出になります。

1款資本的支出、1項建設改良費1,007万3,000円。内訳としましては、全自動遺伝子解析装置2台、折りたたみ陰圧ブース1台、陰圧空気清浄機の機械の購入となっております。

予算的に1,000円違うんですが、収入は切捨て、支出は切上げとなっておりますので、1,000円の誤差が出ております。

以上となります。

○議長（山本忠志君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

質疑はございますか。

5番。失礼、5番を先にお願いします。レディーファーストで。

○5番（山下則子君） すみません、ちょっとお聞きします。折りたたみ陰圧ブースというのは、今まであったのと違うものなのでしょうか。

それで、コロナのときって2病床というか、減圧できる病床があったと思うんですけども、それにプラス1床増えたという意味でしょうか。

○議長（山本忠志君） 病院事務長。

○病院事務長（菅原宏幸君） すみません、ちょっと説明不足でして、この締結の内容なんです、各病院とも病床の確保をなさいということで、うちの場合、初期段階では10床で、流行期には12床の病床を設けることとなっております。

これによって、元は新型コロナなんですけれども、新しい新興感染症に対しての準備という形になりますので、医療機関はその分、病床を確保しなさいという形で、そのための補助金となっております。

現段階、5月22日で585病院が協定締結しております。令和3年度の都の決算で658病院がある中で、5月22日で585病院が締結となっております。

陰圧のなんです、ベッドの周りに、よくテレビでコロナがあったと思うんですけれども、ビニールみたいなので囲って陰圧するのを1台購入するという形になります。感染症とは別でという形になります。

以上です。

○議長（山本忠志君） ほかにございますか。

1番。

○1番（真田幸久君） 4ページをお願いします。4ページの予定貸借対照表で、有形固定資産の器械備品が当初予算時の8億978万1,539円から9億5,256万6,425円に、今回1億5,000万円ほど増加していますけれども、これは具体的にどのような器械備品が対象になった増額になっているのかという点と、別ページも一緒に質問したほうがよろしいですか。別のほうがよろしいでしょうか。

○議長（山本忠志君） 別にしましょう。1つずついきましょう。

事務長。

○病院事務長（菅原宏幸君） すみません、調べさせていただきたいと思います。ただ、毎回償却の中で、建物の部分ですけれども、毎回2億ぐらいの償却となっています。病院の建物が令和9年で償還完済となるんですが、それで毎年2億円ぐらいの償却をしてございます。

建設改良費が増えることによってという兼ね合いもあるんですが、ちょっと詳しいことは調べさせていただければと思います。

○議長（山本忠志君） 後でね。

次の質問どうぞ。

○1番（真田幸久君） 続いて、5ページなんです、こちらは7番剰余金の金額が当年度末

処理欠損金が1億485万6,459円と、これも当初予算時の4億5,700万円から大分減っています。この金額の予想を減らした要因としては、収益予想をいい方向に変えたのか、もしくは、既に欠損に対応する町から一般会計からの部分を反映して今回この数字になっているのか、どちらかなのか教えていただけますでしょうか。

○議長（山本忠志君） 事務長。

○病院事務長（菅原宏幸君） すみません、まだ決算のあれも出ていないんですが、一応予想としましては、当初予算の段階で、収入がまだ決算出ていないんですが、入院と外来等増えている予想となっております。また、そのために減らしているということはあると思いますが、ちょっとこれももしあれだったら、決算が出てから詳しいことが分かるかと思うので、決算時にまたこの数字。

ただ、ここでの予算的には多分この収入が増える予想として、また一般会計の繰入れも、予想しての金額だと思われます。

○議長（山本忠志君） よろしいですか、今の回答で。

○1番（真田幸久君） 後で、今そういう話2つありましたけれども、大体、別にそれが正しいか、正しくないかではなくて、今の時点で、どういう想定でこの数字が出来上がったのかは、後ほど教えていただけますでしょうか。

○病院事務長（菅原宏幸君） 分かりました。

○議長（山本忠志君） ほかに質疑ございますか。

11番。

○11番（浅沼憲春君） すみません、長らく皆様にご迷惑をかけましたことを先におわびいたします。都内の病院に入院しまして、看護師の方々のサポートと夜勤など、ハードな勤務に感謝して帰ってきました。

島に帰ってきて間もなく、1人のパートの看護師の方から、町立病院のパートの時給を知っていますかと聞かれました。東京都の時給の最低賃金が1,113円よりは高いかと思いましたが、町立病院のパートの時給は1,200円。現在1,300円とのことでした。

最低賃金よりは187円高いのですが、仕事の内容から低いと感じるのは私だけでしょうか。パートの方からは、都内の病院は2,000円以上とのこと。島の高齢化が進む現状、町立病院の必要性は高く、そこで働く看護師の方々の待遇を良くしなくてはいけないのではないのでしょうか。

パート看護師の減少は町民の健康に不安を与えるもので、町立病院の存在にも大きな問題

ではないかと思います。そのため、パート看護師の時給の引上げを9月の議会で補正予算を組んでいただきたい。これは要望ではなく、島の将来を憂慮する問題と捉えて、町長も真剣に考えていただきたいと思います。

今回、回答は求めません。9月議会でよい回答をいただけたらと思って発言いたします。回答はよろしいです。

○議長（山本忠志君）　じゃ、回答は不要ということですね。

事務長、どうぞ。

○病院事務長（菅原宏幸君）　それはちょっと内部的なあれもあるんですけども、今、看護師と6月19日に一応処遇改善じゃないですけども、そういうところの経営会議で話す予定となっております。実際、三多摩の調査が来ておりまして、処遇改善はどうなっているかというところで、今やっております。

今回、診療報酬も上がっております。それを上がった部分は看護師等の処遇改善に充てなさいということになっているんですが、うちの場合はまだ不足してしまっていて、定数が定まっております。必ず厚生局にどういう状況だということを上げて、診療報酬も点数を取るようになっているとございます。

一番の時給とかですけども、やっぱりそこは処遇改善では、法律なんで、皆さんほかの病院もやっぱり人事院勧告が出てからの処遇改善、結局は25パーから20%上げなさいということになっているんですが、実際問題として、手当で支給するのか。そういうところも今、三多摩の病院の中でも話し合っております。

一概にそのあれは、皆さん、職員もかかる問題なんで、いざパートだけ上げていいものか、結局パートの職員より時給が上がるということになると、それこそということになります。まずは、うちは公立病院なんで、人事院勧告、役場の職員と同じように、ちゃんと給与規定がございまして。その中で、パートの方といいますか、会計年度の方は資格があるんでというところで、ある程度の方法で見ている経緯がございまして。

いきなり補正で上げろということは、9月の前に私はちょっとそこはできかねないと思っております。

以上です。

○議長（山本忠志君）　11番。

○11番（浅沼憲春君）　看護師さんが足りないという話を聞きます。何で僕に来たかと言ったら、給料が安いから辞めたいんだと。辞めて病院がよければそれは構いません。だけれど

も、島のさっきも言ったけれども高齢者で、僕も今病院に行きますけれども、ほとんど高齢の方なんですよね。それで、パートの看護師さんが辞めたら誰が困る。町民が困るんですよ。

そこを、言っていることは分かるんだけど、そこら辺のことをちょっと考えて、別の例えば手当とか何かあるんだったら、そこら辺をちょっと考えてやってもいいんじゃないかと思って、本当に看護師さんが時給が安いからほかの仕事して辞めたいと言っているんですよ。看護師がなかったら誰が困るか。町民が困る。ということは、町としてやっぱりそこは考えていただきたいんですよ。

極端にいっぱい上げろとは言いませんけれども、やっぱりそうなったらパートの方と話し合って、どうしたらいいんだろうとか、そういうやっぱり検討でもしていただけないかなと思います。

それで、私は9月というのは、3か月時間があるんで、いろんなことを考えていただけたかなと思って3か月の余裕を、偉そうじゃないですけども、与えたつもりなんですけれども、本当に看護師さんなかったら誰が困るかを考えて、ちょっと行動していただきたい。よろしくお願いします。回答もういい。大丈夫。ありがとうございます。

○議長（山本忠志君）　という強い要望がございました。

関連ですか。別件。

○1番（真田幸久君）　討論のときでいいですか。

○議長（山本忠志君）　それでは、ただいまより議員間討議に入ります。

1番、どうぞ。

○1番（真田幸久君）　私もいわゆる看護師だけではなくて、介護含めて、そこの方の処遇というのは上げるべきだと思っていますし、それをやってほしいんですけども、事務長がおっしゃったとおり、じゃ、補正予算を組めば済む話でもなくて、制度そのものをいじって、当然それには歳入を見合ったものをつくらなきゃいけないですし、その分お金がどこからか降ってくるわけではないので、だとすると、今あるいろんな歳出の項目をどこを減らすのかとか、そういったことも含めて、議会の側でも、逆にここを減らしてここに使えばいいんじゃないかということを提案すべきだと思いますし、一方で、町の側でも、私はいわゆる介護と看護のことしか言っていないんですけども、これは町の一般職員にも当てはまることで、一般職員の方の給与も私は低いと思っているんで、その当たり人件費全体を大体シミュレーションでどれぐらい上げると、どれぐらいの反対側のお金が必要なのかといったような材料は、やはりそちらのほうで計算していただいて、それは我々には計算できませんので、

その上で議会の側からも、じゃ、こことここを組み合わせることによって財源をつくってやっていきましょうという提案もできるんで、その協力はぜひともお願いしたいと。

私もすぐにできないことは認識していますんで、ただ、そのための材料だけは早めに事務長、それから企財課長含めて、そういったデータをきちんと提供していただかないと、なぜできないのかがこちらとしても問えないですし、そういった材料はきちんとつくった上で、できないという話をしていただければと思いますんで、よろしくお願いします。

○議長（山本忠志君） ただいまの意見は、11番議員の言うことは分かるし、もっともだけれども、そのためにどこを減らすのか。その代わりの案を1番議員は今発言したと思うんですけどもね。どこだって給料は高いほうがいいと思うんですけども、そのためにどこかが削られると、減額されるということを考えると、一部ここだけが安いからここはという、短絡的な思考では難しいんじゃないか。必ず幾つかの案を比べながら整合性を整えていく必要があると思うんですけどもね。

ほかにこの件に関して意見のある方はいらっしゃいますか。ここは議員間討議ですから、どなたでも意見を述べていい場を設定したつもりなんですけれども、難しいですか。

ちょっと執行部の皆さんは、今の議員さんたちのお話も踏まえながら、今後の行政運営、町政運営に役立てていただければというふうに思います。

これにて議員間討議は閉じさせていただきます。

そのほかの質疑はございませんか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） ちょっと宿題が少し残っているんですけども。先ほどの残っていた回答で、経理係長から説明がございます。

○企業課経理係長（岡野豊広君） すみません、先ほどの水道事業会計の説明のほうを再度させていただきます。

まず、投資活動に係る未払金の増減額ですが、まだこちらの数字は令和5年度の決算書、まだ確定、確認を監査委員さんにもしていただいているんですが、それを基に私どものほうで一応試算というか、その金額を基に令和6年度の予算を追加した形で、予想を計上しているキャッシュ・フローとなります。

こちら、投資活動に係る未払金の増減額なんですけど、先ほど申しましたとおり、令和6年度は工事が全て令和6年度末に終わっているよ、支払いも終わっているよということで未払金はゼロというふうな形で試算をさせていただいております、それで、令和5年度末の未

払い、投資活動に係る未払金が2億7,578万円というふうな形で、今のところまだ監査委員の確認はいただいていないんですけれども、そういった形で計算をしております。

なので、このキャッシュ・フローに関しては、マイナスとなると、これはお金が減っているよというふうな形で見ますので、未払金を払うと、お金はもちろん現預金はなくなりますのでマイナス、これだけ大きくなると。

ただ、実際は決算になるとどうしても年度末までどうしても工事かかってしまうので、実際の決算書同士を比較すると、未払金、これほど大きなマイナスにはならないかもしれないというふうな形にはなりますが、現状ちょっと試算はちょっと手計算でやっているというところもございますので、申し訳ないんですが、こういった形での原因でこれだけマイナスになっているというふうな形でございます。

もう1点、固定資産の件の分類なんですけれども、当初予算の段階では、5年度の決算はもちろん出ておりませんので、令和5年度の3月補正の金額を基に、それに6年、それが決算書の予想だと。それに、令和6年度の予算を追加して、令和6年度の当初予算というのはつくっています。

大変恐縮なんですけれども、令和5年度の3月補正の段階で、まだ特に一番大きな大川浄水場の関係の建設工事に関しては、固定資産の分類等はまだ決算終わっていませんので、ちょっと分類はし切れていなかった状況で、令和5年度の3月補正の貸借対照表はつくっております。

実際、大川浄水場の建設をすると、中の浄水場のポンプだとか、浄水の設備だとか、そういったものは、機械設備に分類はされるんですが、どうしてもそれを一つ一つ分類は補正予算の段階ではどうしてもできなくて、全て一番大きな建物ですか、建物のほうに追加をした上で、令和5年度の決算、3月31日が終わったよというふうな形で、それに令和6年度の予算を追加するよというふうな形で当初予算はつくっているんですが、実際はもちろんそれを先ほど申しました、先ほど真田議員からもお話ありましたが、固定資産台帳を整理をしっかりとしようということで、私どもと、あと水道の担当係長と双方で、この内容に関しては、工事の中でポンプはこれだけだよね、浄水設備はこれだけだよねという話で分類を行いまして、おおよそ決算額が確定しているんですが、そうすると、実際の工事、その分類になると、機械装置の分類に、令和5年度の3月補正の予想とは違って、機械装置がかなり増えてしまって、逆に言うと、建物がほうが大きく下がってしまうというふうな形で、ちょっと試算が甘いと言われたらそれまででも大変恐縮なんですけれども、そういった形で、実際の合計額の

予想に関しては変わらないんですが、機械装置のほうが少なくて、建物のほうが多かったというふうな予測から始まっているので、これだけ差が出てしまったということになります。大変申し訳ないんですが、よろしくお願いします。

○議長（山本忠志君） 1 番。

○1 番（真田幸久君） ありがとうございます。

なかなか確定数字をつくり難いというのは分からないでもないんですけども、ただこれは、予算書に関しては、ホームページにも後で開示されますし、例えば一般の人がこれを見たときに、建物を除却か何かしてしまうんだというふうに明らかに誤解をする可能性が私はあると思いますし、私はそうかと思っていました、この数字を見たときに。

ただ、それは粗々でつくるので、どうしても最初に建物につけておいて、それを後で調整して振り分けるという理由が分かったんで、じゃ、この数字は合計で見るとしかないなということは分かったんですけども、ただ、これ、恐らくそういう意味では全部合計で出すだけのほうが逆に分かりやすいんですが、多分、ただ、規則上細かく分けなきゃいけないんですよ。

であれば、大変なのは分かるんですけども、可能な限り現実に近いような形でこういったものはつくっていただかないと、やはりまずいと思いますんで、そのあたりはもうちょっと頑張っていただきたいと思いますんで、よろしくお願いします。

○議長（山本忠志君） 関連。分かりやすく話ししてね。

8 番。

○8 番（岩崎由美君） 今のお話、説明、すごい分かりやすかった。要するに、途中だと建物に入るか、設備に入るかが不明確だから、一応どっちかに入れてということ。だとして、この資料が公開されて、勘違いされる方がいるとしたら、そのと書きというか、現状ではこういうふうな計算の仕方をしているから、こういうふうになりますみたいな説明をすることというのは可能なんですか。

○議長（山本忠志君） 係長。

○企業課経理係長（岡野豊広君） そういった注意書きをしているところを見たことはないんですが、可能かと言われたら可能だとは思いますが、それよりは真田議員のおっしゃったとおり、できるだけ精査をしてやれというふうほうを頑張りたいというふうに思います。

○8 番（岩崎由美君） 分かりました。

○議長（山本忠志君） いいですか、この件はこの辺で。

話があちこち行って今、水道の話ですよ、これね。元は病院の話していたんですよ。病院のほうの、ちょっと回答が延期されていた件なんですけれども、もうちょっとこれ、時間がかかりそうですので、ここで病院のほうは質疑を終結していきたいと思います。

討論に入りたいと思いますが、病院会計、ございますか。

(発言する者なし)

○議長（山本忠志君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（山本忠志君） ご異議ないものと認め、日程第5、議案第43号 令和6年度八丈町病院事業会計補正予算は、原案どおり可決いたしました。

◎議案第44号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山本忠志君） 続いて、日程第6、議案第44号 八丈町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を上程いたします。
説明、福祉健康課長。

○議長（山本忠志君） 福祉健康課長。

○福祉健康課長（小野高志君） それでは、資料番号6をお願いいたします。

議案第44号 八丈町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

上記議案を提出する。

令和6年6月12日、提出者、八丈町長、山下奉也。

説明。

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の改正に伴い、規定の整備を図るため本案を提出します。

次のページをお願いいたします。

なお、今回の条例改正は、本件の議案第44号及びこの次に続きます議案第45号、46号、47号の介護保険関連の4つの条例につきまして、3年に一度行われます国の介護保険制度改正により、関連する各種の厚生労働省令及び基準等が改正されたことに伴い、八丈町の規定の整備を図るため、条例を改正するものでございます。

八丈町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

条文につきましては、朗読を省略させていただいて、改正の概要を説明をいたします。なお、この条例の対象となるのは、介護認定区分が要介護１から５の方を対象とした居宅介護サービス事業所でございます。島内にはまどか、スマレ、おじゃれの３つの事業所があり、養和会などは規模が大きいため、東京都指定ということになっております。

この条例について、今回改正を行う事項といたしましては１２の事項がございまして、１、管理者の兼務範囲の明確化、２、記録媒体の定義の見直し、３、身体的拘束等の適正化の推進、４、書面掲示規制の見直し、５、小規模多機能型居宅介護等に係る管理者の兼務、６、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会設置の義務づけ、７、協力医療機関との連携体制の構築、８、新興感染症発生時等の対応を行う医療機関との連携、９、生産性向上に先進的に取り組む特定施設に係る人員配置基準の特例的な柔軟化、１０、緊急時等における対応方法の定期的な見直しの義務づけ、１１、ユニットケアの質の向上のための体制の確保、１２、看護小規模多機能型居宅介護に係るサービス内容の明確化という１２の事項について、条文の追加、あるいは文言の変更や削除がございました。

今回の制度改正における、この後も含め４つの条例に共通した主要な改正点といたしましては、高齢者虐待をなくすという考えから、介護サービスの提供に当たって、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他行動を制限する行為を行ってはならないという文言が条文に追加されたことが一番大きな部分でございます。

身体的拘束の具体例といたしましては、徘徊や転落をしないように車椅子やベッドに体や手足をひもなどで縛ること、あるいは点滴、栄養管などのチューブを抜かないように体を固定すること、それから脱衣やおむつ外しを制限するためにつなぎ服などを着せること、あるいは自分の意思で開けることのできない部屋に、鍵のかかる部屋に閉じ込めること、こういったことが身体的拘束に当たる具体例となっております。

やむを得ず身体的拘束をした場合は、その理由や方法、拘束時間、患者の心身の状況を記録しなければならないということですか、身体拘束の適正化対策委員会を３か月に１回以上開催すること、身体拘束の適正化のための指針を整備すること、身体拘束の適正化のための研修を定期的に実施することといった条文が追加されております。

この条例、附則といたしまして、第１条、この条例は公布の日から施行する。第２条とい

たしましては、改正後の条例の一部について、国の定めにより経過措置を設定するという内容となっております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（山本忠志君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

3 番。

○3 番（奥山幸子君） 課長の説明だと、この書類のどこを読んでいるんですか。どこが改正されるのか、それをちょっと教えてもらいたいですけれども、何条何条というのと、あと1 番から11番というのは読み上げましたけれども、それは何ページに書いてあるんですか。

○議長（山本忠志君） 福祉健康課長。

○福祉健康課長（小野高志君） すみません。1 番何々、2 番何々というのは、すみません、私の手持ちの資料にそのように書いているものでございます。申し訳ありません。

例えば、管理者の兼務範囲の明確化ということですと、この条例でいくと、第5 条が管理者の兼務範囲の明確化。

○3 番（奥山幸子君） 5 条の1 号中というところですか。

○福祉健康課長（小野高志君） そうですね。

○3 番（奥山幸子君） いいですか、ちょっと途中なんですけれども、議長、いいですか。

○議長（山本忠志君） 3 番。

○3 番（奥山幸子君） 課長が手元のメモを読み上げたとおっしゃいましたけれども、その部分がすごく分かりやすいですよ。そうしたら、それを配っていただければと思うんですけれども、これ全部読み切れないですよ、どこがどう改正されるのか、ちょっと分かりません。把握できないので、どの部分をまとめてこうなったということは、分かりやすく示していただきたいなと思うんですけれども。

○議長（山本忠志君） 課長、いかがですか。

○福祉健康課長（小野高志君） 議運の際に説明資料としてお配りしたものを今持ってきていないんですが、では、後ほど配付をさせていただきます。申し訳ございません。

○議長（山本忠志君） そのほうがいいよね。

ほかに質疑ございますか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） それでは、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

(発言する者なし)

○議長（山本忠志君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（山本忠志君） ご異議ないものと認め、日程第6、議案第44号 八丈町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は、原案どおり可決されました。

◎議案第45号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山本忠志君） 続いて、日程第7、議案第45号 八丈町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を上程いたします。

説明、福祉健康課長。

○議長（山本忠志君） 福祉健康課長。

○福祉健康課長（小野高志君） では資料6、上から6枚ほどめくっていただきまして、お願いいたします。

議案第45号 八丈町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

上記議案を提出する。

令和6年6月12日、提出者、八丈町長、山下奉也。

説明。

指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の改正に伴い、規定の整備を図るため本案を提出いたします。

1枚おめくりください。

八丈町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を次のように改正します。

この条例も、この後、条文が非常に長いので朗読は省略をさせていただきたいと思います。後ほど詳しい改正の概要の資料をお配りいたしますが、この条例の主な改正点といたしましては、先ほどの身体的拘束の適正化の推進をはじめ、8つの項目、改正を行っております。

なお、この条例の対象となるのは、介護認定区分が要支援の1と2の方を対象とした、居宅介護予防サービスの事業所でございます。島内にはスマレの1事業所がございます。

この条例、附則といたしまして、第1条、この条例は公布の日から施行する。第2条といたしまして、改正後の条項の一部について、国の基準により経過措置を設定してございます。

以上で説明を終わります。

○議長（山本忠志君） 質疑ございますか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございますか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本忠志君） ご異議ないものと認め、日程第7、議案第45号 八丈町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は、原案どおり可決しました。

◎議案第46号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山本忠志君） 続いて、日程第8、議案第46号 八丈町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を上程いたします。

説明、福祉健康課長。

○福祉健康課長（小野高志君） それでは、先ほどの条例からまた４枚ほどおめくりください。

議案第46号 八丈町指定居宅介護支援等の事業の人員、及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例。

上記議案を提出する。

令和６年６月12日、提出者、八丈町長、山下奉也。

説明。

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準の省令の一部改正に伴い、規定の整備を図るため本案を提出いたします。

１枚おめくりください。

八丈町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準に関する条例の一部を次のように改正します。

この条例も非常に長くなりますので、案文の朗読は省略をさせていただきたいと思います。この条例について、今回改正を行う部分といたしましては、先ほども申しました身体的拘束等の適正化の推進をはじめ、全部で７つの項目でございます。なお、この条例の対象となるのは、介護認定区分が要介護１から５の方を対象としたケアプラン等の作成を行う事業所でございます。島内には、養和会、櫻壽会の２つの事業所がございます。

附則といたしまして、第１条、この条例は公布の日から施行する。第２条といたしまして、改正後の条項の一部について、国の基準により経過措置を設定してございます。

以上で説明を終わります。

○議長（山本忠志君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

質疑ございませんか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山本忠志君) ご異議ないものと認め、日程第8、議案第46号 八丈町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例は、原案どおり可決いたしました。

◎議案第47号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(山本忠志君) 続いて、日程第9、議案第47号 八丈町指定介護予防支援等に関する条例の一部を改正する条例を上程いたします。

説明、福祉健康課長。

○福祉健康課長(小野高志君) それでは、先ほどの資料また3枚ほどおめくりをいただきまして、議案第47号 八丈町指定介護予防支援等に関する条例の一部を改正する条例。

上記議案を提出する。

令和6年6月12日、提出者、八丈町長、山下奉也。

説明。

指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の省令の一部改正に伴い、規定の整備を図るため本案を提出いたします。

1枚おめくりください。

八丈町指定介護予防支援等に関する条例の一部を次のように改正する。

こちらの条例に関しましても、条文の朗読は省略をさせていただきたいと思います。

この条例について、今回改正を行う事項といたしましては、先ほどと同様に、身体的拘束等の適正化の推進をはじめ、7つの項目で規定の改正を行います。なお、この条例の対象となるのは、介護認定区分が要支援1と2の方を対象とした介護予防支援等を行う事業所でございます。島内には櫻壽会の1事業所がございます。

附則といたしまして、第1条、この条例は公布の日から施行する。第2条といたしまして、改正後の条例の一部について、国の基準により経過措置を設定してございます。

以上で説明を終わります。

○議長(山本忠志君) 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。質疑ございますか。

(発言する者なし)

○議長（山本忠志君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本忠志君） ご異議ないものと認め、日程第9、議案第47号 八丈町指定介護予防支援等に関する条例の一部を改正する条例は、原案どおり可決いたしました。

◎議案第48号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山本忠志君） 続いて、日程第10、議案第48号 八丈町給水条例等の一部を改正する条例を上程いたします。

説明、企業課長。

○企業課長（菊池 拓君） 議案第48号 八丈町給水条例等の一部を改正する条例。

上記議案を提出する。

令和6年6月12日、提出者、八丈町長、山下奉也。

説明。

生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律が成立したことにより水道法が改正され、令和6年4月1日より水道整備・管理行政の権限等が厚生労働大臣から国土交通大臣及び環境大臣に移管されたことに伴い、八丈町給水条例等の一部を改正する必要があるため、本案を提出します。

次のページをお願いします。

八丈町給水条例等の一部を改正する条例。

国が水道整備・管理行政機能の強化のため、水質または衛生に関する事務について、厚生労働大臣から環境大臣に移管され、水質または衛生に関する事務以外の事務につきましては、水道の基盤強化等のため、厚生労働大臣から国土交通大臣に移管されたことにより、厚生労働省令を国土交通省令に、厚生労働大臣を国土交通大臣に文言を改めます。

この条例は公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用します。

説明は以上となります。

○議長（山本忠志君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。ございませんか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございますか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本忠志君） ご異議ないものと認め、日程第10、議案第48号 八丈町給水条例等の一部を改正する条例は、原案どおり可決いたしました。

ここで、先ほど保留となっておりました、病院事業会計の回答について、経理係長より回答がございます。

○企業課経理係長（岡野豊広君） それでは、病院事業会計の貸借対照表に関する質問ということで回答させていただきます。

すみません、先ほどちょっと水道事業の調べものをしていたもので、詳しく具体的に聞いていなかったんですが、欠損金が当初予算から大きく変わっているということで、当初予算の段階では、先ほどの水道事業と同じなんですが、当初予算の貸借対照表の作成の仕方は、令和5年度の決算が確定しておりませんので、令和5年度の3月の時点での補正予算等を基に作成しております。

ただ、令和5年度の補正予算を基に、それが決算の貸借対照表だというふうな形で、それに令和6年度の貸借、予算を加味して、令和6年の貸借対照表、それが令和6年度の当初予算というふうに計上していくんですが、病院に関しましては、均衡予算というものを4億1,000万組んでおりまして、こちら実態がない収入ということで、これは令和5年度も令和6年度も同様に予算を組んでおります。

つまり、実際は期待ができない収入が8億2,000万あるというふうな形になってしまって、あまりに金額がずれてしまうということで、令和6年度の当初予算をつくる段階で、令和5

年度はこれぐらいの収支になるんじゃないかというのを、当初予算を作成する段階で令和5年度末はこうなるんじゃないかというふうな予想を出します。

ただ、令和5年度の最終補正で、一般会計からの補助金、増額補正いただきましたけれども、その状況もないので、補助金収入が少ないというふうな形ですと、かなりすごい大きな赤字になるんじゃないかというふうな予想の上で、令和6年度の予算を加算し、当初予算の貸借対照表をつくっています。

それなので、令和6年度の当初予算の貸借対照表に関しましては、欠損金が多く表示されています。実際は、今回の6月補正に関しましては、ほぼ決算のほうが固まりまして、皆様、最終補正の段階で補助金増額補正いただきましたので、その金額を加味した上で、つまり収入が増えているということで、実際はそれほど欠損金が、欠損金は最終的に残ってしまっただけなんですけれども、それに欠損金の令和5年度の決算書の金額、欠損金の額に、今年度、令和6年度の収支予想を加味した上で、令和6年度の貸借対照表はつくられているということで、補正予算、6月補正の貸借対照表はつくられているというふうな形で、どうしてもすごい差が出てきていると。

つまりは、最終補正の一般会計の補助金の金額分ずれていると。もちろん、私の予想もありますので、どうしてもずれてしまうところはあるんですけれども、そういった形で大きくずれているというふうな形です。

○議長（山本忠志君） よろしいですか。

1 番。

○1 番（真田幸久君） ありがとうございます。

なので、当初そういうことなのか、それとも収益予想がよくなったのかという質問からいうと、前者の一般会計からの補助金を、この6月の段階ではきちんと反映しているんで、大体その分が減って、欠損金の額が小さくなっているということでいいんですね。プラス、収益予想も少しはよくなったということも含まれているということでしょうか。

○議長（山本忠志君） 係長。

○企業課経理係長（岡野豊広君） おっしゃるとおり、6月補正に関しましては、決算書をまだ監査委員に確認いただいていませんけれども、決算書の額を基に算出しておりますので、おっしゃったとおりで結構だと思います。

○議長（山本忠志君） よろしいですか。

それでは、ここで休憩に入ります。

開始時刻は1時15分でいかがでしょうか。1時15分に再開いたしますので、その時刻にお集まりください。休憩に入ります。

(午前 1 1 時 3 7 分)

○議長（山本忠志君） 休憩を解いて再開いたします。

(午後 1 時 1 5 分)

◎議案第49号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山本忠志君） 日程第11、議案第49号 津波救命艇購入契約を上程いたします。

説明、企画財政課長。

○企画財政課長（金川智亜樹君） それでは、書類番号の7をお願いします。

議案第49号 津波救命艇購入契約。

上記議案を提出する。

令和6年6月12日、提出者、八丈町長、山下奉也。

説明。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき議会の議決を求めます。

次のページをお願いします。

津波救命艇購入契約。

津波救命艇購入のため、下記のとおり購入契約を締結する。

記。

1、購入の目的。

南海トラフ地震、東方沖地震、八丈島火山噴火等と様々な災害が予想される中、複合的な災害に備える必要があり、末吉地域洞輪沢地区が孤立状態となった場合および津波発生時の避難に猶予がない場合等の避難手段として活用するために購入する。

2、契約の方法。

随意契約。

3、契約金額。

1,859万円。

4、契約の相手方。

東京都八丈島八丈町中之郷3351番地、秋田建設株式会社、代表取締役、秋田悦男。

5、支出科目については省略いたします。

納入期限は、令和6年12月12日となっております。

契約の説明に移ります。

この救命艇ですが、メーカーの選定をまず説明させていただきます。メーカーの選定に当たっては、まず、国土交通省、前、全協で少しご説明した国土交通省が作成する安全のガイドラインというものの認可を受けたものを基準に、製品を取り扱っている3社を、3メーカーに絞り込みを実施しています。

それから、メーカーの調査等により、1社の事業撤退予定を確認。残り2社より概算見積りを取得、あと、導入実績等の確認を行いまして、導入実績が最も多く、より安価な株式会社信貴造船所を選定しております。

本来の購入は、代理店を介して行う案件ではありますが、ここ八丈島、離島であることでの輸送に関するリスク管理等の問題から、製造販売元より指定通知のありました島内事業者である秋田建設株式会社と契約を締結いたします。

ページおめくりいただいて、右側のタイトル、一般配置図面（艇内構造）をお願いします。

これ、救命艇ですが、定員は25名、船べり側を背に、シートベルト付きの座席があります。船首側にトイレ、船尾側に入り口、船底には備品の収納スペースがあります。

次のページをお願いします。

この船底の備品収納スペースに入れる備品を、ちょっと説明させていただきます。

まず、防災頭巾、ボートフック、バケツ、防水ライト、信号紅炎、多機能ナイフ、生存指導書、応急医療具、船酔い薬、船酔い袋、簡易トイレ凝固剤、シーアンカー、保温具、E P I R Bが備付けの備品となります。

説明は以上となります。

○議長（山本忠志君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

質疑ございますか。

7番。

○7番（沖山 昇君） 2番の契約の方法、1,800万の金額は、随意契約になったときにちょっと驚いたんですが、説明していただいた中では、納入業者のほうからのこの契約先である、相手である秋田建設を指名してきたという考え方でよろしいんですかね。

これはほかにも運送会社、八丈でもほかにもあると思いますが、納入業者の結局は、一言で契約相手が決まってしまうという随意契約で本当によろしいのでしょうか。

○議長（山本忠志君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金川智亜樹君） 秋田建設株式会社に随意契約する理由が、議員がおっしゃられるとおり、ちょっとメーカー、本来、代理店が介しての購入しか、この救命艇できません。

先ほどこっちと選定の理由のときに話したんですけれども、まず、国交省の認可を受けたところが3社。そのうちが1社がもう撤退するというので、この2社を取り扱っている代理店が同じ代理店で、ここともいろいろどうにかできないかとお話しさせていただいたんですけれども、どうしても東京の芝浦までだったらとかという、やっぱり海上運賃のところがどうしてもつまづいてしまって、なかなか購入することが非常に難しい状況だったんですけれども、この造船所のほうと直接我々協議しまして、海上運搬が円滑に行われる業者をどこか選定してくれということで選定に至ったという経緯になります。

○議長（山本忠志君） ほか、よろしいですか。

1 番。

○1 番（真田幸久君） ある意味関連するかと思いますが、八丈町契約事務規則の見積書の徴収第42条において、随意契約によろうとするときは、契約条項、その他見積に必要な事項を示して、なるべく2人以上から見積書を徴さなければならないとありますけれども、今の話を聞いていると、もう1社に決めてしまっているように聞こえるんですけれども、実際には、ほかの島内の運送会社に対して、このような見積書の徴取、もしくは声掛けはしたのかどうか。

それによって、7 番議員がおっしゃっていたこととの関連にもなってくるんで、実際はどうだったんでしょう。

○議長（山本忠志君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金川智亜樹君） 我々町が直接業者を推薦したということではなくて、まず、我々が造船所にお願いしたのが、ちょっと東海汽船さんと一度協議をしていただいて、港止めに、結局貨物がいつ入ってくるかという日付が取れないというところで結構支障になっていまして、だから、島内に入っても港止めにならずに、設置場所まで円滑に輸送ができるというところをちょっと重要視して、まずは東海汽船さんとちょっと協議してくださいということで、我々はこの造船所にお話ししています。特に、我々がこの業者が運搬できますよと

いった話は特にしてはおりません。

○議長（山本忠志君） 1 番。

○1 番（真田幸久君） そうすると、話がこんがらがってきて、これ、契約相手が秋田建設になっているじゃないですか。今の話だと、本来契約者は実際造っている信貴造船所という中であったら、やるべき仕組みじゃないのかなと思うんで、なおさら本当にこのやり方でいいのかというところに疑問が出てしまうんですけれども。

○議長（山本忠志君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金川智亜樹君） やはりこの輸送というところが、なかなかこの津波救命艇を購入するに当たって結構なネックとなっていましたので、我々としてはどうしても購入の流れで、芝浦までの運搬もあるんですけれども、一括で進めたいということで、ちょっとこの造船所さんの意向もあるんですけれども、そこを踏まえた上での契約という考えで進めております。

○議長（山本忠志君） 1 番。

○1 番（真田幸久君） ですので、だとしたら、先ほどから聞いているように、2 人以上から見積りを取った、要は秋田建設以外からも、島内の運送会社さんから見積りを取って比較した上で、最終的に秋田建設さんと随意契約に至ったのかどうか。そうしないと、第42条のなるべくと書いてあるんで絶対ではないんですけれども、そこに当たって努力したのか、もしくはできなかったんだったら、そもそもそういう対応は最初に問合せをかけたときに、ほかの業者さんができないというふうに答えたならいいんですけれども、それが明らかでないと、なぜ秋田建設さんに決まったのかははっきりしないので、そのあたりをお願いします。

○議長（山本忠志君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金川智亜樹君） この造船所さんといろいろ協議はしたんですけれども、一応我々としても内訳書は実際に取り寄せているので、どれぐらいの金額ベースかというものはしっかり確認して、あまりかけ離れていないような、そういった参考的なお話はこの秋田建設以外の業者にはちょっと、お話を聞いたりとかはしております。

○議長（山本忠志君） 1 番。

○1 番（真田幸久君） すみません、最後聞き取れなかったんですが、しておりますですか。

○企画財政課長（金川智亜樹君） はい。

○1 番（真田幸久君） 話をした上で、受けられないという答えだったんでしょうか。

○議長（山本忠志君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金川智亜樹君） 私たちが特にこれをやってくれといった話はしていないんですけれども、なかなかこのあれ自体が、受けてくれるところが非常に少ないということで、造船所さんからも話を聞いていますので、そういった状況から判断して。

○議長（山本忠志君） 1 番。

○1 番（真田幸久君） ということは、結果として取れなくてもいいんですけれども、なるべくに関わることをしていなかったということですか。なるべく 2 人以上から見積書を随意契約をする場合には徴さなければならないと書いてあるんで、それをやっていないということに今のお話だとなってしまいますけれども。

○議長（山本忠志君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金川智亜樹君） この造船所さんが各業者にお声掛けをして、そこが、指定通知が八丈町に来ているといった形になっています。

○議長（山本忠志君） 1 番。

○1 番（真田幸久君） またぐるぐるしちゃうんですけれども、そうすると秋田建設が随意契約の契約者になるということの説明がつかなくなるような気がするんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（山本忠志君） 企画財政課長。しばらくお待ちください。

○企画財政課長（金川智亜樹君） ちょっと話が重複してしまうかも知んですが、一応うち、津波救命艇を購入したいということで造船所さんと話しておりまして、その直接契約というものが運搬が入ったのでなかなか難しいということで、何とか購入に向けてということで造船所さんに業者を選定していただいたという形になります。

そこで、造船所さんがどういう細かい動きをしていたかというのは、ちょっと我々、すみません、把握していないんですけれども、そこで選定された業者さんということで、我々に一応通知書という形で、造船所さんからここを指名しますという形で通知書を八丈町が受けたことによって、随意契約をするといった流れになっています。

○議長（山本忠志君） 1 番。

○1 番（真田幸久君） すみません、同じことの繰り返しになっちゃうんですけれども、それは手続上本当にいいんでしょうか。結果としては、ここに落ち着くことに別に異論はないんですけれども、ただ、手続上、契約相手はあくまでも秋田建設なわけで、その過程でどういう形で製造業者の信貴造船所なんですか、こちらのほうがどういうふうに考えて、この会社がいいと思ったかという情報ぐらいは、町のほうできちんと把握した上で、その条件で例え

ほかの島内の運送業者に同様の条件でできますかというようなことを聞く、もしくは信貴造船所さんがほかの島内の業者をそういう形で検討したなら、検討した証拠じゃないですけども、比較資料をもらった上ではないと、本来なるべく2人以上から見積書を徴さなければならぬというところを実行していないことになると思うんですね。

秋田建設さんから直接もらっていないわけですよ、見積書。契約相手から。契約相手からももらっていないにしても、実質的には信貴造船所さんが実際に運送を絡めて実行できる相手を見つけて、それを最終的に契約相手とするということは別に構わないんですけども、それに対してきちんとこういうふうにかかるコストができるだけ安くないかとか、そういったことを含めて、やはり2人以上の見積額を取るということが条例に書かれているわけですから、それをやった形をやはり取っていただかないと困るので、今後はそういったところもきちんと手続上でそういったことを踏まえて条件等も残していただきたいですし、それがあれば別に特段この契約自体を問題視はしていないので、手続上で問題があると思いますんで、それは今後はきちんとしていただけるんでしょうか。

○議長（山本忠志君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金川智亜樹君） そうですね、随意契約、はい。ちょっと今議員からのお話があったとおり、一応我々、随意契約、地方自治法施行令第167条の2の2項のところで、この理由で大丈夫だということで我々上げているんですけども、この42条の部分の見積りの徴収ということころも、しっかり併せて今後やっていきたいと考えています。よろしくお願いします。

○議長（山本忠志君） 別件ですか。関連ですか。

○7番（沖山 昇君） 別件じゃないです。この関連で。

救命艇も1社しかないという、そこからの多分スタートだったのかなというところではあるんですが、これはよく考えたら、救命艇の簡単に言うと物品購入と運搬と別で契約ができるんじゃないかなというところも、ちょっとそのときにぽっと思い浮かんでくれば、またちょっと契約の方向として違ったのかなというふうにも思いますんで、ぜひまたそこも今後こういうことがあるようでしたら、考えていただければと思います。よろしくお願いします。

○議長（山本忠志君） よろしく申し上げますということですよ。

ほかにございますか。

9番。

○9番（浅沼碧海君） 私個人としては、救命艇の購入に関して反対ではないんですが、ただ、

その中で、まだ救命艇の具体的な運用、管理方法や設置場所等を伝えてもらっていないと思っています。

まず、その方法を伝えていただきたいのと、それをまずは末吉住民に伝えてから初めて購入の契約になるのではないかと考えているのですが、いかがでしょうか。

○議長（山本忠志君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金川智亜樹君） 末吉地域の方とは、説明はしております。今のスケジュールで言いますと、洞輪沢地区の人中心になるんですけれども、設置場所の検討だったりとかを今進めているところです。

これ、運搬に、洞輪沢地区の方々希望する場所もあるんですけれども、ちょっと運搬の関係でなかなか入れなかったりとかがありますので、洞輪沢地区の人と相談しながら進めていきたいと思います。

ちょうど16日にまた洞輪沢の方と、その設置場所等についての検討ということでお話しする機会があります。よろしくお願いします。

○議長（山本忠志君） 9 番。

○9 番（浅沼碧海君） ご回答ありがとうございます。

もちろん、洞輪沢住民が最も近い位置に住んでいるのは、僕、末吉出身ですので、把握しているんですが、ただ、この救命艇の利用者に関して言いますと、洞輪沢住民だけでなく、もしかしたら漁業関係者、もしかしたら一番海に近くにいるのはサーファーだったり、温泉や海の利用者等も含まれてくると思います。

その中で、洞輪沢住民だけの説明や管理方法等で内容を決定してしまっていていいのかという疑問が1点と、もう1点が、救命艇に関しては、鍵をかけて管理するといった、これがごめんなさい、間違いだったら僕のミスでいいんですけれども、鍵をかける場合に、その鍵を誰が管理するのか。また、その人がいないとき、実際に津波が来たときに、鍵の処理等を果たしてその人が冷静にできるのかといった、ちょっと非常に鍵の救命艇を管理するというのは僕、リスクがすごい高いと思うんですが、その辺のご説明をいただけたらと思います。

○議長（山本忠志君） 財政課長。

○企画財政課長（金川智亜樹君） 議員がおっしゃるとおりで、この津波救命艇に乗る方については、釣りをやっている人だったり、サーフィンに訪れた観光客もちろん想定されるんですが、以前も多分総務課長から説明があったと思うんですが、まずは我々、この救命艇を設置する意義というものは、今現在洞輪沢地区に20の方が住まわれているんですけれども、

この20人の生命を守るというところが大前提に、この導入する意義としてありますので、その辺のところをしっかりと住民の皆様にご説明して乗っていただくという形になります。

それでも、やはりいろんなそのときに、その場所にいるという人に対して、津波救命艇が分かりやすくなるように、もう色とかも物すごい、色でいうとインターナショナルオレンジといって、多分海難のときとかに指定されている色なんですけれども、非常に明るい色で目立ちますので、その近くにちょっと看板等を設置しまして、周知していければなと考えております。

あと、2番目に鍵の話なんですけれども、今ちょうどそれを住民の方と話していきまして、いろんなパターンがあります。個人に預けるというのは、うちはまだ想定していませんで、横に、今うちが想定しているのはボックスをつけて、地震を感知すると勝手に開くようなボックスがあるんですけれども、そういうのを設置したりとかのを今検討しているようなところなんです。でも、決まってはいいないです。

今回、また16日に住民の方とお話しして、どのようなやり方が一番効率的なのかということを住民の方と議論させていただいて、進めていこうと考えております。

○議長（山本忠志君） 9番、よろしいですか。

○9番（浅沼碧海君） 1点だけ、すみません。もう一度言いますが、僕は救命艇を購入することに関しては、反対ではありませんが、やっぱり契約となると、洞輪沢住民と当然話し合っていていただいて、それで話をまとめた後に、末吉でしたり、島への住民説明会があつての契約ではないかと私個人としては考えるんですが、それはもう一度いかがでしょうか。

やっぱり中身が決まっていなくて、この購入を本当に決定してしまっているのかというところが疑問に思います。

○議長（山本忠志君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金川智亜樹君） 末吉の人に説明していないということはございません。自治会等でも、しっかり末吉の方には説明して、特に洞輪沢地域の人と、実際にうちの、先ほどちょっと回答しましたが、その住民を守るというのが大前提でございますので、その人たちにとって一番利便性がよく、理解があるような津波救命艇になるために、洞輪沢地域の人と特に会話を交わしてやっているということです。

自治会等でも話しているので、多分末吉住民の方は皆ご存じなのかなという認識で進めております。

○議長（山本忠志君） 9番。

○9番（浅沼碧海君） 多分、自治会には自分も参加していると思います。洞輪沢の住民との話し合いには多分自分は出られていないんですが、例えばその鍵の管理方法等も決まっていなのに、先に購入してから後々で決めていくのが正しいやり方なのか、それとも、そういったプロセスが全て決定してからの購入ではないかと私個人は思うんですが、もう一度そこをお聞かせください。

○議長（山本忠志君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金川智亜樹君） 津波救命艇の購入と、鍵の設置というものはちょっと別でございまして、まず、津波救命艇を私たちからすると、もういち早く、いつ何が起こってもいいように、早期に購入したいというところです。

また、鍵の設置というものは、この津波救命艇の購入とは全く別で、運用をどうしていくかという議論の中で、別の方向で進めるといった形です。

さっきもちょっと説明しましたが、鍵の管理方法等はいろんな方法をもう洞輪沢地域の人にうちはもう掲示しているので、選択していくといったような流れになるかなと思っています。よろしくお願いします。

○議長（山本忠志君） ほかにございますか。

1番。

○1番（真田幸久君） 9番議員のお話の関連なんですけれども、この件に関しては、サステナの予算のときにも大分いろんな意見が出て、そもそもこの津波救命艇必要かというところの議論もありましたし、先日前お聞きしたように、そもそも津波救命艇以外の方法をきちんと末吉の方、特に洞輪沢の方に選択していただくような形の説明を行ったのかという部分もあって、私自身はそもそも購入に関してどうかなと思っています。

ただ、一方で予算案のほうは実際可決しているので、それをいつ執行するかという問題かと思っていますけれども、もうおっしゃるように、運営がはっきりししていない中で、それを実際に購入していいのかというのは、私も完全にそうだとまでは言い切りませんが、やはり運営をきちんとどうやっていくのかというのが大前提にないと、確かにすぐに必要ですが、じゃ、運営できないものを買ってどうするんだという問題もありますし、運営のことがある程度固まってきて、それだと実際に救命艇を入れたとしても、役に立たないんじゃないかという話になってしまうと、今度は購入する必要があるのかという議論にまた立ち戻るんで、そこはもうちょっとある程度期間として、予算執行のタイミングも含めて、説明をした後に延ばすことも物理的に可能かどうかということをお聞きしたいところです。

それはもうある程度スケジュールが決まっていて、年度内に執行しようと思うと、このタイミングで契約を通さないと難しいということであればまた別ですけども、そうでないのであれば、延ばすということも1つの案かとは思いますが、その実現性に関してはいかがでしょうか。

○議長（山本忠志君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金川智亜樹君） 運用に関しては、しっかり住民の方と話しながら進めたいなという部分と、あと、購入に当たりまして、これは議員がおっしゃったとおり、サステの事業で行いますので、サステナがちょっと今年度最終年度ということもあって、それに加えて、海上運搬というのが私たち非常にどうなるかスケジュールが分からないというところで、災害のこともありますし、早急に実施したいという、購入して設置したいというところを今考えております。

○議長（山本忠志君） いいですか。

1 番。

○1 番（真田幸久君） 今のご説明で、海上運搬のところは心配だということは、それは季節性で、要は気候条件等が例えば早くしないと秋口にかかってくるとどんどん悪化して、なかなか想定どおりのタイミングで納入ができないとか、設置ができないリスクがあると、結局執行が後にまたずれ込んでとか、そういう話を心配されているということの理解で合っていますでしょうか。

○議長（山本忠志君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金川智亜樹君） その要点も一つあるんですけども、うちが早く進めたい一番の理由は、やはり災害対策ということで、せっかく購入したのに、来る前に災害が起きるということは非常に最悪なケースだと思っているので、いち早く洞輪沢地域の住民の方の生命を守るという観点から、早急に実施したいという思いで今進めております。

○議長（山本忠志君） ほかにございますか。

3 番。

○3 番（奥山幸子君） 3 月予算で予算を通しておきながら、ちょっと感想を言わせていただくと、いろんな意見が今出ていますよね。そもそも、この救命艇がどうしても必要なのかというと、私自身が思うのは、津波が起こりそうなこの海に囲まれた日本の中で、いろんな自治体でそういう危険性がある、この救命艇が有効なので入れておこうということで、その例がどのくらいあるのかというのが1つ思っています。

それとあと、お急ぎという話もありますけれども、命を守るということで、よく分かるんですけれども、やっぱりいろんな疑問点があるのに購入してしまうということに対する疑問があつて、ちょっと待っていただけないかなという要望はあります。

結果としてどうなるか分かりませんが、今はそういう思いでいます。ほかの自治体でそういう例が、購入して置いている自治体がどれくらいあるのかというのは、お調べになったのかなということはお聞きしたいです。

○議長（山本忠志君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金川智亜樹君） すみません、今手元にその資料がないので、詳しい数字がちょっとすぐ出てこないんですけれども、以前、救命艇の説明のときに、皆さんにお配りしていると思いますので、ちょっとその資料をもう一回見てもらえればと思います。よろしくお願いします。

○議長（山本忠志君） 今ははっきり分からないということですか。ちょっとお待ちください。出るかもしれません。

企画財政課長。

○企画財政課長（金川智亜樹君） 設置情報、これ、以前多分皆さんにお配りした資料だと思うんですけれども、この6ページに設置情報が載っています。設置基数については、30基になると思います。設置場所も都道府県が載っていますので、参考にいただければと思います。

○議長（山本忠志君） 1番。

○1番（真田幸久君） 今のお話で一番問題なのは、都道府県だとどういう地理的条件のところに置いてあるかが分からないので、それが一番大事だと思います。それは、6番議員が何度も指摘して、本当にそれが末吉の洞輪沢みたいに津波が押し寄せて、岩肌にぶつかっていくような場所を想定して、この津波救命艇を導入しているところがどれだけあるのか。

私がテレビで見た情報だと、要は川を津波が遡って行って、そういうどちらかというと平らな場所の保育園なら保育園に置いてあるというような事例を見たので、そういった事例で例えば30基だと、ほとんど比較にならない話になるんで、やっぱりそこはきちんと何十基導入されていますじゃなくて、どういう条件下で導入して、どういう運営をしているかということを含めて、だから八丈町しかも洞輪沢で導入する意味があるという話を、当初から説明がなかったんで、この件に関していろいろもめたと思うんですけれども、ただ一応、個人的に賛成であれ、反対であれ、予算は通っていますし、執行も3月までにはしなきゃもう出な

いお金になるので、その辺をきちっと、再度説明する時間を取るのであれば、9番議員がおっしゃったように、ある程度時間的にまだもう少し取れるのであれば、少し説明の時間を取ったほうがいいんじゃないかと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（山本忠志君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金川智亜樹君） 確かに議員がおっしゃるとおり、その場所の特性に合って設置しているという件数が多いです、設置に関しましては。どっちかという、逃げ遅れの対策に使っている、どっちかという平ら地で、高所になかなかどり着くことができないといったようなケースがあるんですが、我々は洞輪沢地区の現状を見たときに、どうやったら守れるかというものは、ずっとサステナブル・アイランド創造事業を実施する前からの課題でいろいろ検討しておりました。

そこに今回、津波救命艇というツールがたまたま合致して、これは我々の洞輪沢地域の住民の生命を守るというところの意義と合致するよねということで、津波救命艇の購入に当たったというところでございます。

これからの説明に関しましては、ちょっと物品の購入はそのまま進めさせていただくんですが、それと併せて、議員がおっしゃられたように、もう一度再度詳しく説明する機会が設けられればと考えておりますので、よろしくお願いします。

○議長（山本忠志君） よろしいですか。

5番。

○5番（山下則子君） すみません、この1,859万円の内訳というのかな、それを教えていただけますか。

○議長（山本忠志君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金川智亜樹君） では、内訳を話したいと思います。まず、救命艇の購入が、救命艇自体の金額ですけれども、1,250万円になります。海上輸送費が今度、東京の芝浦から八丈島の港がまだ決まっていないので、これが大体150万円かかります。八丈島の港から洞輪沢地域、町が指定する場所への設置場所についての島内陸送費が61万8,000円。ここまですべて1,461万7,142円になります。ここに諸経費が228万2,858円入ります。その計が1,690万円、ここに10%の消費税が乗って、細かい数字を申しますと1,859万円になります。

○議長（山本忠志君） よろしいですか。

1番。

○1番（真田幸久君） 今の関連で、諸経費が比較的大きな数字に、280万って大きいと思う

んですけれども、その内訳で大きいところって何ですか。

○議長（山本忠志君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金川智亜樹君） すみません、諸経費の内訳はちょっとここにはありません。

○1番（真田幸久君） ここにないのは分かったんですけれども、じゃ、後でお知らせいただけるということでしょうか。

○議長（山本忠志君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金川智亜樹君） そもそもなくて、パーセンテージで設定されています。

○議長（山本忠志君） 1番。

○1番（真田幸久君） 諸経費をパーセンテージで出されて、はい、分かりましたでいいんでしょうか。

○議長（山本忠志君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金川智亜樹君） この率は、特に町で指定はしてございませんので、特にパーセンテージについては、特に細かくは確認しておりません。

○議長（山本忠志君） 8番。

○8番（岩崎由美君） この諸経費については、昔すごい景気のよいときには、仕事によっては100%乗っていたと思うんです。それはその企業の人件費だったり、いろんな費用だと思うんですね。

今これ計算すると10%ですか、諸経費。15ぐらい。この諸経費は、秋田建設さんからの見積りの中に諸経費が15%載っていたということですよね。恐らく、諸経費には内訳はないのが普通だと私は思います。ということで、質問ではないんですけれども、意見として。

以上です。

○議長（山本忠志君） よろしいですか。いろんな話がありますけれども。

2番。

○2番（浅沼隆章君） すみません、関連で。一応ちょっと確認なんですけれども、今の諸経費は、契約の相手方の秋田建設のほうの諸経費ということでよろしいですか。

○議長（山本忠志君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金川智亜樹君） はい、そのとおりになります。

○議長（山本忠志君） 1番。

○1番（真田幸久君） 全て諸経費を一から全て開示しろという意味ではないんですけれども、例えば書類作成費用とか、そういった項目ぐらいはないはずはないと思うんですけれども、

そうじゃないと、何の経費使ったのか分からないのに経費ですと言われて、それでお金出しちゃっていいんでしょうかと思うんですけども。

○議長（山本忠志君） 企画財政課長、どうですか。諸経費全ては無理だとしても、このような経費がかかっているということぐらいは回答できませんか。

企画財政課長。

○企画財政課長（金川智亜樹君） 諸経費については、その会社の職員にかかる費用、資格だったり、保険の適用だったり、そういったものから多分諸経費というものは出されると認識しております。なので、一般的にこういった契約についての諸経費というものは、10%から大体20%の間かなという認識の下、そこがあまりに違えばあれなんですけれども、その範囲内にあるという認識の下、進めております。

○議長（山本忠志君） 6 番。

○6 番（金川孝幸君） 何点かあるんですけども、まとめて質問したほうがいいですか、それとも、1 点ずつがいいでしょうかね。

○議長（山本忠志君） なるべく手短にまとめてお願いします。

○6 番（金川孝幸君） はい。まず、今の諸経費の件なんですけれども、秋田さんのやる仕事は61万なのに、200万の諸経費を払うということでもいいんでしょうかね。例えば、造船所の場合は物を売る立場なんで、諸経費は要らないと思うんですけども、あまりにも大き過ぎるなというのと、2 点目は、まだ設置場所は決まっていないということでよろしいのでしょうかね。

それと3 点目は、3 月の定例会で一般質問で町長に、設置した自治体を職員に検証してから発注すべきではないかという質問に対して、町長は派遣を、検証をしたいと思うというふうな回答をいただいているんですが、検討するじゃなくて、したいと思うなんで、したとしたら、どこに誰を行かせて、どのような報告があったのか教えてください。

○議長（山本忠志君） それでは、前段の質問については課長から。

○企画財政課長（金川智亜樹君） 諸経費の部分についてご説明します。この契約の内容が、津波救命艇の調達といった部分と、輸送というものが合わさっているものになりますので、その金額に対しての諸経費というものになっております。

○議長（山本忠志君） あと、町長への質問もありましたね。設置場所、いかがですか。検討したいと思うという話だったと思うんですけども。

総務課長から。

○総務課長（高野秀男君） 検証ということで、できれば今議員がおっしゃったように、設置されている場所のほうに出向いて行ってみたかったですけれども、一番八丈から近い場所でも、ちょっと私が調べたところでは静岡県焼津だったと思います。その焼津のほうで、町長の都合がつけばというふうに、私も行ければと思ったんですけれども、なかなかちょっとスケジュールのほうがつけられずに、ちょっとそちらのほうへの視察というのは見送らせていただきました。

○議長（山本忠志君） よろしいですか。

6 番。

○6 番（金川孝幸君） あと、設置場所についてまだ回答はないんですけれども、あと、検証していないということなんです、議会で一般質問に対して、町長自らがそういう答弁をしておいて、やらないというのはちょっと議会軽視じゃないかと思うんですけれども、そういうことを全てやってから契約すべきじゃないかと思いますが。

○議長（山本忠志君） 町長、いかがでしょうか。

○町長（山下奉也君） 設置場所の問題だと思いますけれども、そういう意味でも総務課長と担当ですから私と実際視察に行こうということで、日程を組んでほしいということで総務課長に言ったんですけれども、なかなか向こうの都合とか、こっちの都合もあったんですけれども、そういう意味で行けなかったということで、また、設置場所については、何点かあって、それを絞り込むという段階ですので、そういう意味で全然決まっていないということではないですので、その辺は洞輪沢地区と並行して、早急に場所は決めていきたいなと思っていますので、よろしくお願いします。

また、視察については、継続して日程調整していきたいなと思っていますので、よろしくお願いします。

○議長（山本忠志君） ほかに。

6 番。

○6 番（金川孝幸君） 本当は実際に行って場所を確認していただきたいんですが、先ほど1 番議員からもあったように、設置されたのは平らなところですよ。近くに高台があれば、そこに逃げるのが一番楽な方法なんでね。

例えば洞輪沢の場合だと、神社があって階段があるんですけれどもね。そこに手すりをつくるだけでも逃げることは可能じゃないかと思われます。あと、この救命艇なんですけれども、いつ製造したのか、製造年月日が分かれば教えてください。

○議長（山本忠志君） 企画財政課長、ありますか。

○企画財政課長（金川智亜樹君） はい。まず、大きく分けて2つだと思うんですけども、1つ目の高台に逃げるということに対しての回答なんですけれども、高台に逃げるというのが大前提でございます。先ほどこちっと設置、購入に当たっての契約の説明の中でさせていただいたんですけども、洞輪沢地域の都道のところが土砂災害警戒区域となっています。なので、津波だけではなく、土砂災害が複合的に起きてしまうと、高台に逃げたくても逃げられない状況になるということが洞輪沢地域、起きます。

これに対応するためにどうしたらいいんだということを、ずっとそこが課題だったので、町としてはいろいろ議論を重ねてきました。もちろん、そこは津波の救命のタワーとかもあるんですけども、高齢者が多いというところと、あと、一番はやっぱりその選択肢のところだと自分は考えております。

町単独で、じゃ、あそこに津波避難タワーを建てるのかというものは、非常に経費がかかって、実行にはとても難しいというところがあります。なので、今回ちょうどサステナの事業というものがありましたので、その課題解決に向けて新たにいろいろ議論した結果、この津波救命艇ということになっています。

議員がおっしゃられるとおり、土砂災害が起きていなかったら、そのまま皆さん上に逃げていただいて、仮に逃げ場が失ったときの最終的な逃げる場所として、この救命艇を活用していただければなと考えています。

続いて、製造年月日についてですけども、この契約が終わってから製造していくという形になります。よろしくお願いします。

○議長（山本忠志君） よろしいですか。

1 番。

○1 番（真田幸久君） 今の回答の中で、だとすると、製造にどれだけかかって、時間的な余裕は結構ないのか。例えば、1 か月、2 か月でできるかというのを教えていただきたいのと、今の説明の中で、津波タワーに関しては、私の一般質問の中でも、7 割は国が補助してくれるというのがあるんで、決して町だけの10割負担ということはないと思うんで、そこは検討の余地があったはずだと思いますし、一番検討してほしかったのは、本当に例えば洞輪沢地区の人に移転を、話をきちんとしていったのか。

当然ずっと住んでいるところに住みたいという気持ちはよく分かりますけれども、そのときに、命とのバランスの中でどう考えるべきかということ、前も申し上げましたけれども、

やはり幾つかの選択肢を最初から示さないで、救命艇ありきで話が行っていたように聞こえますので、これまでの話、説明を受けていると。そこにそもそも問題があったんじゃないかと。

これは今さら言ってももう遅いんですけれども、であれば、なおさら 9 番議員が言ったように、説明をきちんとした上で進めるべきで、時間的余裕がある範囲内でやってからで間に合うんだったら、少し伸ばす選択肢もあるのかなと思いますけれども、いかがでしょう。

○議長（山本忠志君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金川智亜樹君） 説明会はどこかのタイミングで実施したいなと考えていますけれども、ちょっと契約を延ばすといったことは、ちょっとさっきも言ったとおり、やはり早急に設置したいというところが一番にありますので、そのところは今考えておりませんけれども、説明会に関してはしっかりやっていく方向で進めていきたいと考えています。

もう一つ、末吉住民の方の住居移転といった部分に関しては、もともと考えておりません。そこを選択肢として入っていない中で、住居移転というものは特に選択肢の中には入ってございません。

○議長（山本忠志君） よろしいですか。

1 番。

○1 番（真田幸久君） だとすると、それは非常に大きな問題だと私は思います。なぜならば、命に関わるということで、津波が来て、かつ、崖崩れが起きたら、孤立してしまうというのは、もう事前に分かっているわけです。それで、ハザードマップでも赤くなっていて、それも認識しているわけなので、それを最初から選択肢に入れないという考え方というのは非常に私はおかしいと思いますし、間違っていると思います。

ぜひともそれは、ほかの件もそうですけれども、きちんと幾つかの選択肢をいろんな視点から考えていただいて、今後提示していただかないと困るというのと、あと、命が大切だから、もう早急に救命艇を配備しなきゃいけないから、スケジュールに関しては、検討の余地がないかのように言っていますけれども、それはそれで分かるんですけれども、それとは別に物理的に可能な期間を、ですから教えてくださいということを申し上げている。

それによって、もう物理的に間に合わないのであれば、それは契約しなきゃいけないんでしょうし、ただ、じゃ、一月延ばしたから絶対安全になるか、逆もそうですけれども、じゃ、それより前に、そもそも発注してすぐに津波が起きて崖崩れが起きたら助けられないですから、そこはあまり議論として意味がないと思うんですけれども、物理的なほうだけきちんと

確認させていただきますでしょうか。

○議長（山本忠志君） 最後はよく聞こえませんでしたけれども。

○1番（真田幸久君） つまり、実際発注してとか、あと、契約して執行する期間とか、そういうことも含めて、いろんな制約事項がどこまで影響するのか。延ばすことに関して、もうすぐにでも契約しないと、全体として東京都とかに対する予算執行の報告等も含めて、どこまで制約があるのかということを事前に言っていて、全くないと、ほぼないような状況なら、それは今執行しなきゃいけないというふうな議論をせざるを得ないですし、いや、二月ぐらい延ばしたとしても何とかいけるというのであれば、じゃ、半分の一月ぐらい先に説明会をやりましょうという議論にもなると思うので、そこをはっきりさせていただきますでしょうか。

○議長（山本忠志君） 企画財政課長、いかがですか。

○企画財政課長（金川智亜樹君） まず、1つ目の説明会した後の契約ということですが、もちろん、生命を守るという早急にしたいという部分と、今、結構契約に関しては遅れているというものが多々出てきています。工事しかりですね。これは製造に当たって多分物品もいろいろ多分購入していくと思うんですけれども、その辺の海上運賃等の海上輸送に関しても、ちょっと我々の事象と違ったところでこれが遅れてしまうと、先ほど説明したとおり、もう補助事業最終年度なので、仮にこれが3月を超えてしまうと、非常に大きな町はダメージを負いますので、ちょっとその辺はご理解いただければと考えております。

もう一つ、住居移転に関しては、議員のおっしゃるとおり、命を守るという上で、移転するという選択肢ももちろんあると思います。しかし、我々離島に住む人間にとって、離島振興法でもそうなんですけれども、住居の自由があります。だから、その地域がどんな条件不利地域でも、頑張ってやっていこうというのが多分離島の本質なのかなという部分もありますので、そういった面からも住居移転、そこに住みたいという方のフォローだったりをしていくというのが行政の役割なのかなと考えておりますので、住居移転ということについては、特に最初の議論のほうでは選択していなかったということになります。よろしくお願いします。

○議長（山本忠志君） 1番。

○1番（真田幸久君） 私は住居移転しなきゃいけないということで言っているのではなくて、それも選択肢の一つの中に示すべきだと申し上げているんで、それを最初から排除することが問題ではないかというふうに申し上げているんで、それをのめないということであれば、

私はやり方としてやはりおかしいのではないかと。

ある意味、安全性を考えたら、それでもしょうがないねと思う住民がいるかもしれないじゃないですか。であるのに、行政側がそれを最初から選択肢として排除するというのは、非常に私は危険なやり方だと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（山本忠志君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金川智亜樹君） これを議論するに当たって、当初入ってはいなかったんですけども、今後何か同じようなことを議論する際には、選択肢というものは、議員がおっしゃるとおり多く持って、ちょっと住民の皆さんとも話しながらやっていければなと考えております。

○議長（山本忠志君） お諮りします。

1時15分から議論を重ねてまいりまして、活発に意見を述べていただきまして、ありがとうございます。1時間が経過しましたので、この辺でそろそろこの議論は閉じたいと思いますので、議事を進めさせていただきます。

これより討論に入りますが、討論ございますか。

6番。少々お待ちください。ほかに討論ある方いらっしゃいますか。

お二方に伺います。賛成ですか、反対ですか。反対討論。

それでは、発言は1人1回だけれども、反対討論から先に伺います。

それではまず最初に、6番議員、登壇してください。

（6番 金川孝幸君 登壇）

○6番（金川孝幸君） いろんなお話があったんですけども、私はまず第一に、洞輪沢地区の住民が本当にそれを望んでいるかどうか、すごい疑問に思います。実は、何人かの方にお話聞いたら、私は絶対乗らない。20人しかない住民のうち、何人かがそのように言っています。

住民が望むんであれば設置もやむを得ないなと思うんですけども、十分町からいいことも悪いことも全て説明をした上で、それから契約してほしいと思いますんで、反対します。

○議長（山本忠志君） 賛成討論はございませんね。

では、続けて反対討論をどうぞ。

（9番 浅沼碧海君 登壇）

○9番（浅沼碧海君） 私個人としては、一応3月の議会で予算を通してありますし、救命艇の購入に関しての反対ではありません。ただ、この救命艇の購入、運用方法に関しては、十分

な説明を受けているとは私自身は思っていないのと、運用方法が決定していないのに、賛成を今現時点ですることはできません。

しっかりとした運用方法を固めて、住民に説明を行ってから、私自身としては賛成をしたいと思います。

以上です。

○議長（山本忠志君） 討論はございませんね。

それでは、これより採決を行います。

採決は起立により行います。

本案の原案に賛成の方の起立を求めます。原案賛成の方は起立してください。

（賛成者起立）

○議長（山本忠志君） それでは、着席してください。

6名の方が原案に賛成なさいましたので、起立多数と認めます。

よって、日程第11、議案第49号 津波救命艇購入契約は原案どおり可決されました。

ちょっと一休みしたいところですけども、ちょっと議長として申し上げます。

これは、執行部の方にも申し上げたいんですけども、非常に多くの意見がございまして、心配する意見ですね。反対討論もありましたし、その辺の議員の気持ちを酌んで、執行部の方は運用方法についての住民説明ですとか、事務の進め方ですとか、十分に配慮しながら進めていただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

休憩しましょうか。ちょっと僕が疲れたので、僕のための休憩、すみません。

短時間に、14時30分から開議いたします。しばらく休憩いたします。

（午後 2時20分）

○議長（山本忠志君） 休憩を解いて再開いたします。

少々時間が押していますので、少々早口で言いますので、ご了解ください。

（午後 2時30分）

◎議案第50号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山本忠志君） 続いて日程第12、議案第50号 し尿収集車購入契約を上程いたします。

説明、企画財政課長。

○企画財政課長（金川智亜樹君） 資料は、先ほどの津波救命艇の次のページになります。

議案第50号 し尿収集車購入契約。

上記議案を提出する。

令和6年6月12日、提出者、八丈町長、山下奉也。

説明。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき議会の議決を求めます。

次のページをお願いします。

し尿収集車購入契約。

し尿収集車購入のため、下記のとおり購入契約を締結する。

記。

1、購入の目的。

一般廃棄物収集運搬業務に使用するし尿収集車3台のうち、平成25年に導入された車両1台は、約27万キロを走行しており、安定したし尿収集運搬業務を確保するため老朽化した車両を更新する。

2、契約の方法。

指名競争入札による契約。

3、契約金額。

1,414万8,013円。

4、契約の相手方。

東京都八丈島八丈町大賀郷2754番地1、株式会社八丈建機サービス、代表取締役、須貝純一。

5、支出科目については省略いたします。

納入期限は、令和7年3月10日となっております。

内容については、住民課長より説明をいたします。

○議長（山本忠志君） 住民課長。

○住民課長（佐藤真一君） 裏面をお願いいたします。

仕様につきましては、別紙図面を参照していただきたいのですが、3トン積載車の真空吸引作業車となり、車載に計量管理システムを搭載したものとなります。

以上で説明を終わります。よろしくお願いします。

○議長（山本忠志君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

(発言する者なし)

○議長（山本忠志君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論ございますか。

(発言する者なし)

○議長（山本忠志君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（山本忠志君） ご異議ないものと認め、日程第12、議案第50号 し尿収集車購入契約は、原案どおり可決いたしました。

◎議案第51号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山本忠志君） 続いて、日程第13、議案第51号 消防ポンプ自動車購入契約を上程いたします。

説明、企画財政課長。

○企画財政課長（金川智亜樹君） ただいまの次のページになります。

議案第51号 消防ポンプ自動車購入契約。

上記議案を提出する。

令和6年6月12日、提出者、八丈町長、山下奉也。

説明。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき議会の議決を求めます。

次のページをお願いします。

消防ポンプ自動車購入契約。

消防ポンプ自動車購入のため、下記のとおり購入契約を締結する。

記。

1、購入の目的。

配備から18年経過し、老朽化が著しい三根分団のポンプ車を更新することにより、消防団

活動の迅速・円滑化等、災害活動の万全を図ることを目的とする。

２、契約の方法。

指名競争入札による契約。

３、契約金額。

2,552万3,400円。

４、契約の相手方。

東京都八丈島八丈町三根352番地１、株式会社赤松自動車工場、代表取締役、赤松正吉。

５、支出科目については省略いたします。

納入期限は、令和７年２月28日となっております。

内容については、消防長より説明をいたします。

○議長（山本忠志君） 続いて、消防長。

○消防長（堀本敏彦君） それでは、次のページをおめくりください。

三根分団のポンプ車になります。添付の図面は、CD－１型のポンプ自動車の図面になります。車両自体は３トンベースの消防車専用シャシで、総排気量は4,000 c c ディーゼルエンジンとなっております。

昨年度更新しました大賀郷分団のポンプ車同様、計器や装備の配置など、実災害に支障のない範囲でポンプ操法に特化した仕様とする予定でございます。

説明は以上でございます。

○議長（山本忠志君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

質問ございませんか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございますか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本忠志君） ご異議ないものと認め、日程第13、議案第51号 消防ポンプ自動車購入契約は、原案どおり可決いたしました。

◎議案第52号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山本忠志君） 続いて、日程第14、議案第52号 令和6年度農業基盤整備促進事業三根河尻水路改修工事Ⅱ期請負契約を上程いたします。

説明、企画財政課長。

○企画財政課長（金川智亜樹君） ただいまの次のページになります。

議案第52号 令和6年度農業基盤整備促進事業三根河尻水路改修工事Ⅱ期請負契約。

上記議案を提出する。

令和6年6月12日、提出者、八丈町長、山下奉也。

説明。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき議会の議決を求めます。

次のページをお願いします。

令和6年度農業基盤整備促進事業三根河尻水路改修工事Ⅱ期請負契約。

令和6年度農業基盤整備促進事業三根河尻水路改修工事Ⅱ期施行のため、下記のとおり請負契約を締結する。

記。

1、契約の目的。

令和6年度農業基盤整備促進事業三根河尻水路改修工事Ⅱ期。

2、契約の方法。

指名競争入札による契約。

3、契約金額。

8,778万円。

4、契約の相手方。

東京都八丈島八丈町大賀郷2989番地8、国司建設株式会社、代表取締役、鈴木國司。

5、支出科目については省略いたします。

工期については、令和7年3月14日となっております。

内容については、産業観光課長より説明いたします。

○議長（山本忠志君） 産業観光課長。

○産業観光課長（大川和彦君） 裏面のほうをお願いいたします。

3か年で計画しております工事の2期目になります。昨年度は、都道からこの今地図にあるピンクの間と、水路の周りの伐採が中心の工事でした。今年度に関しては、このピンク色に塗られています農道及び水路の管理道、また、水路周りの伐採が中心になります。

道路の施工延長は104.3メートル、コンクリート舗装になります。また、伐採に関しては、伐採木島外搬出を見込んでおります。

説明は以上です。

○議長（山本忠志君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございますか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本忠志君） ご異議ないものと認め、日程第14、議案第52号 令和6年度農業基盤整備促進事業三根河尻水路改修工事Ⅱ期請負契約は、原案どおり可決いたしました。

◎議案第53号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山本忠志君） 続いて、日程第15、議案第53号 中道伊郷名線道路改良工事（坂下工区）請負契約を上程いたします。

説明、企画財政課長。

○企画財政課長（金川智亜樹君） ただいまの次のページになります。

議案第53号 中道伊郷名線道路改良工事（坂下工区）請負契約。

上記議案を提出する。

令和6年6月12日、提出者、八丈町長、山下奉也。

説明。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき議会の議決を求めます。

次のページをお願いします。

中道伊郷名線道路改良工事（坂下工区）請負契約。

中道伊郷名線道路改良工事（坂下工区）施工のため、下記のとおり請負契約を締結する。
記。

1、契約の目的。

中道伊郷名線道路改良工事（坂下工区）。

2、契約の方法。

指名競争入札による契約。

3、契約金額。

9,130万円。

4、契約の相手方。

東京都八丈島八丈町三根135番地1、平光建設株式会社、代表取締役、平井一弘。

5、支出科目については省略いたします。

工期については、令和7年3月14日となっております。

内容については、建設課長より説明をいたします。

○議長（山本忠志君） 建設課長。

○建設課長（瀬筒国治君） それでは、ただいまの資料の裏面をご覧ください。

中道伊郷名線道路改良工事の位置図並びに施工内容の図面となっております。施工内容ですが、施工延長が297.2メートル、軽量盛土工が2か所、浸透側溝が114.1メートル、アスファルト舗装343平米、コンクリート舗装が171平米となっておりますが、図面を見ていただきますと、赤く記してある施工区間が2か所に描かれております。

この297.2メートルの施工延長というのは、始点側の起点と終点側の終点までの距離となっております。赤い部分だけの延長で申し上げますと、図面左側の延長が36.4メートル、右側の延長が78.1メートル、つまり道路を新しく改良工事する区間、実地区間としては114.5メートルとなっております。

説明は以上です。

○議長（山本忠志君） 説明が終わりました。

質疑を受けいたします。

質問ございませんか。

6 番。

○6 番（金川孝幸君） アスファルト舗装とコンクリート舗装に分かれているんですけども、この意味は。

○議長（山本忠志君） 建設課長。

○建設課長（瀬筒国治君） アスファルト舗装とコンクリート舗装の違いというか、どういう場合がアスファルトでどういう場合がコンクリートというのは、八丈町のこういった、昔道路構造令という国の構造令にのっとっていたんですけども、地方分権の流れを受けまして、各自治体でこの道路構造についての条例を定めることができるようになっております。

現在、八丈町のほうでも、こういった道路の構造令、この条例を持っておりまして、その条例の中で勾配が12%以上になる場所については、スリップ等のこともありますので、コンクリート舗装とするというふうに定めております。

○議長（山本忠志君） 了解ですか。

ほかにございますか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございますか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決に異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本忠志君） ご異議ないものと認め、日程第15、議案第53号 中道伊郷名線道路改良工事（坂下工区）請負契約は、原案どおり可決いたしました。

◎議案第54号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山本忠志君） 続いて、日程第16、議案第54号 八丈町立大賀郷中学校高尺フェン

ス・バックネット改修工事請負契約を上程いたします。

説明、企画財政課長。

○企画財政課長（金川智亜樹君） ただいまの次のページになります。

議案第54号 八丈町立大賀郷中学校高尺フェンス・バックネット改修工事請負契約。

上記議案を提出する。

令和6年6月12日、提出者、八丈町長、山下奉也。

説明。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき議会の議決を求めます。

次のページをお願いします。

八丈町立大賀郷中学校高尺フェンス・バックネット改修工事請負契約。

八丈町立大賀郷中学校高尺フェンス・バックネット改修工事の施工のため、下記のとおり請負契約を締結する。

記。

1、契約の目的。

八丈町立大賀郷中学校高尺フェンス・バックネット改修工事。

2、契約の方法。

指名競争入札による契約。

3、契約金額。

6,219万2,900円。

4、契約の相手方。

東京都八丈島八丈町大賀郷8330番地、株式会社大勝組、代表取締役、大澤一成。

5、支出科目については省略いたします。

工期については、令和6年12月6日となっております。

内容については、教育課長より説明いたします。

○議長（山本忠志君） 教育課長。

○教育課長（田村久美君） ただいまの大賀郷中学校のフェンス・バックネットの改修工事について説明いたします。

大賀郷中学校の高尺フェンス・バックネットは、校庭から入ると右手にあります。こちらの工事内容なのですが、既存のフェンス・バックネットを撤去し、新しく新設いたします。

新設の内容なんですが、これまでの金属のものと、塩害で傷むことがありますので、支柱をコンクリートのものに変えまして、金網だったフェンスを樹脂の防球ネットにして、耐久性を持たせる設計といたしました。どうぞよろしくお願いいたします。また、改修後の図面については、裏面に添付してあります。

○議長（山本忠志君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

9 番。

○9 番（浅沼碧海君） すみません、その樹脂のネットだと、耐久年数って大体どのくらいなんでしょうか。

○議長（山本忠志君） 教育課長。

○教育課長（田村久美君） 耐久性については、仕様であるとか、天候であるとかでも変わると言うんですけれども、これまでのいわゆる樹脂のネットよりは、耐久性を持たせたもの、高耐久性、また、高耐候性の素材となっております。

○議長（山本忠志君） よろしいですか。

ほかに質問。

6 番。

○6 番（金川孝幸君） 参考までに聞かせてください。今、大賀郷中学校の野球部員の部員数って分かりますか。

○議長（山本忠志君） 教育課長。

○教育課長（田村久美君） 申し訳ございません。今ちょっと手元に資料がありませんので、部員数、今お答えすることができません。後ほど回答したいと思います。

○議長（山本忠志君） ほかに質問ございますか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） なければ以上で質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論ございますか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（山本忠志君） ご異議ないものと認め、日程第16、議案第54号 八丈町立大賀郷中学校校舎高尺フェンス・バックネット改修工事請負契約は、原案どおり可決いたしました。

◎報告第4号の上程、説明、質疑

○議長（山本忠志君） 続いて、日程第17、報告第4号 専決処分事項の報告についてを上程いたします。

説明、教育課長。

○議長（山本忠志君） 教育課長。

○教育課長（田村久美君） それでは、お手元の資料番号8をご覧ください。

報告第4号 専決処分事項の報告について。

令和6年6月12日、提出者、八丈町長、山下奉也。

説明。

地方自治法第180条第2項の規定に基づき、八丈町立学校生徒の負傷事故における八丈町と相手方との損害賠償の額の決定及び和解の成立について、別紙のとおり報告します。

1枚おめくりください。

専決処分書。

地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和6年5月21日、八丈町長、山下奉也。

次をご覧ください。

八丈町立学校生徒の負傷事故における損害賠償の額の決定及び和解について。

八丈町は、八丈町立大賀郷中学校生徒の負傷事故に対し、相手方と下記のとおり損害賠償の額を定め、和解した。

1、相手方。

東京都八丈島八丈町大賀郷。

和解の期日。

令和6年5月21日。

損害賠償の額及び和解の内容についてなんですが、こちらは事故報告書の記載のとおりとなっていますので、ちょっと文章に違和感を覚えるかもしれませんが、この点ちょっとご了承ください。

令和5年5月13日12時10分頃、中学校の体育館において、記録会に向けて走り高跳びの練習をこちらの生徒がしていたところ、着地にマットから床へ転落、左手をつきました。こちら、左上腕骨の骨折となりました。

このけがにおいて、日本スポーツ振興センターの災害給付金以外の損害が生じたため、44万4,768円の支払いをするものです。

以上となります。

○議長（山本忠志君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） 質疑を終結いたします。

以上で日程第17、報告第4号 専決処分事項の報告についてを終わります。

◎報告第5号の上程、説明、質疑

○議長（山本忠志君） 続いて日程第18、報告第5号 専決処分事項の報告についてを上程いたします。

説明、教育課長。

○教育課長（田村久美君） ただいまの次のページをご覧ください。

報告第5号 専決処分事項の報告について。

令和6年6月12日、提出者、八丈町長、山下奉也。

説明。

地方自治法第180条第2項の規定に基づき、八丈町立学校児童の負傷事故における八丈町と相手方との損害賠償の額の決定及び和解の成立について、別紙のとおり報告します。

次のページをご覧ください。

専決処分書。

地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和6年5月13日、八丈町長、山下奉也。

次のページをご覧ください。

八丈町立学校児童の負傷事故における損害賠償の額の決定及び和解について。

八丈町は、八丈町立三根小学校児童の負傷事故に対し、相手方と下記のとおり損害賠償の額を定め、和解した。

1、相手方。

東京都八丈島八丈町三根。

2、和解の期日。

令和6年5月13日。

3、損害賠償の額及び和解の内容。

令和6年1月11日14時30分頃、三根小学校からの下校途中通学路において、本児童が躓き転倒した際顔面を強打した事故は、独立行政法人日本スポーツ振興センター災害給付金以外の損害が生じたため、9万9,630円の支払いをするものです。

すみません。先ほど申し忘れていましたが、先ほどの中学校の事故については、令和5年度の損害賠償の額になります。また、完治はしておりませんので、継続となります。

今申し上げました三根小学校の児童の事故に関しましては、こちらは完治ということです。よろしく願いいたします。

○議長（山本忠志君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

質問ありませんか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） では、質疑を終結いたします。

以上で、日程第18、報告第5号 専決処分事項の報告についてを終わります。

◎承認第9号ないし承認第10号の上程、承認

○議長（山本忠志君） 続きまして、議員派遣についてお諮りいたします。

日程第19、承認第9号及び日程第20、承認第10号の議員派遣承認については、一括して議題にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本忠志君） ご異議ないものと認め、一括して議題といたします。

お手元に配付しております議員派遣承認については、会議規則第126条の規定により、議決を求めるものでございます。

これより休憩いたします。

（午後 2時57分）

○議長（山本忠志君） 休憩を解いて再開いたします。

（午後 2時59分）

○議長（山本忠志君） 日程第19、承認第9号 南大東村訪問については、3番、奥山幸子君、5番、山下則子君の2名。

日程第20、承認第10号 広報研修会については、1番、真田幸久君を派遣することでご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本忠志君） ご異議ないものと認めます。

◎議会運営委員会の閉会中の特定事件の調査活動について

○議長（山本忠志君） 続いて、日程第21、議会運営委員会の閉会中の特定事件の調査活動についてを上程いたします。

本件はお手元に配付のとおり、議会運営委員会の特定事件の調査活動は、閉会中も活動できるものとしたしたいと思います、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本忠志君） ご異議ないものと認め、日程第21、議会運営委員会の特定事件の調査活動は、閉会中も活動できるものと決定いたします。

◎総務文教委員会の閉会中の特定事件の調査活動について

○議長（山本忠志君） 続いて、日程第22、総務文教委員会の閉会中の特定事件の調査活動についてを上程いたします。

本件はお手元に配付のとおり、総務文教委員会の特定事件の調査活動は、閉会中も活用できるものとしたしたいと思います、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本忠志君） ご異議ないものと認め、日程第22、総務文教委員会の特定事件の調査活動は、閉会中も活動できるものと決定いたします。

◎経済企業委員会の閉会中の特定事件の調査活動について

○議長（山本忠志君） 続いて、日程第23、経済企業委員会の閉会中の特定事件の調査活動に

ついてを上程いたします。

本件はお手元に配付のとおり、経済企業委員会の特定事件の調査活動は、閉会中も活動できるものとしたしたいと思います、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山本忠志君) ご異議ないものと認め、日程第23、経済企業委員会の特定事件の調査活動は、閉会中も活動できるものと決定いたします。

◎閉議及び閉会の宣告

○議長(山本忠志君) 以上をもちまして、本定例会に付議された議案は全て終了いたしました。

よって、本日で閉会したいと思います、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山本忠志君) ご異議ないものと認め、令和6年度第二回八丈町議会定例会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

(午後 3時02分)

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和6年6月13日

議 長 山 本 忠 志

署 名 議 員 山 下 則 子

署 名 議 員 金 川 孝 幸